

平成19年5月30日（水）

平成19年5月30日（水曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	嶋田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 財務室長	菅野英行	総合政策課行財 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課企業 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習課 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局 局長	安食俊博	局長 補佐
渡辺秀行	総務 主査	大沼秀彦	総務 係長

平成19年5月30日（水）

議事日程第1号

第2回定例会

平成19年5月30日（水曜日）

午前9時30分開議

開 会

日程第 1 会議録署名議員指名

// 2 会期決定

// 3 諸般の報告

（1）定例監査結果等報告について

// 4 行政報告

（1）平成20年度国県に対する重要事業の要望事項について

（2）平成18年度寒河江市土地開発公社決算及び平成19年度寒河江市土地開発公社予算について

（3）平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

// 5 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

// 6 報告第4号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

// 7 議第31号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）

// 8 議第32号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

// 9 議第33号 平成19年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）

// 10 議第34号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について

// 11 議第35号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について

// 12 議第36号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について

// 13 議第37号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

// 14 議第38号 寒河江市消防団に関する条例の一部改正について

// 15 議第39号 市道路線の廃止について

// 16 議第40号 市道路線の変更について

// 17 議第41号 市道路線の認定について

// 18 議案説明

// 19 質疑

// 20 予算特別委員会設置

// 21 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

平成19年5月30日（水）

開 会 午前9時30分

- 伊藤忠男議長 おはようございます。
ただいまから平成19年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

平成19年5月30日（水）

会議録署名議員指名

○伊藤忠男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、3番辻 登代子議員、17番那須 稔議員を指名いたします。

平成19年5月30日（水）

会 期 決 定

○伊藤忠男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程については、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

○鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成19年第2回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る5月25日午前9時28分から議会第2会議室において委員全員、議長を初め関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から6月11日までの13日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、報告といたします。

○伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの13日間と決定いたしました。

第2回定例会日程

平成19年5月30日（水）開会

第 二 回 定 例 会 議	日 付	時 間	会 議	場 所
5月30日（水）	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、人権擁護委員の候補者 推薦、議案上程、同説明、質 疑、予算特別委員会設置、委 員会付託	議 場
	本 会 議 終 了 後	予算特別委員会	正 副 委 員 長 の 互 選 付 託 案 件 審 査	議 場
5月31日（木）	休 会			
6月 1日（金）	午前9時30分	本 会 議	予算特別委員会正副委員長互 選結果報告 一 般 質 問	議 場
6月 2日（土）	休 会			
6月 3日（日）	休 会			
6月 4日（月）	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
6月 5日（火）	休 会			
6月 6日（水）	休 会			
6月 7日（木）	午前9時30分	総 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚生経済委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室

月 日	時 間	会 議		場 所
		建設文教委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
6月 8日 (金)		休 会		
6月 9日 (土)		休 会		
6月10日 (日)		休 会		
6月11日 (月)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終 了 後	本 会 議	議案上程、委員長報告、質 疑・討論・採決、閉会	議 場

平成19年5月30日（水）

諸 般 の 報 告

○伊藤忠男議長 日程第3、諸般の報告であります。

（1）定例監査結果等報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

○伊藤忠男議長 日程第4、行政報告であります。

（1）平成20年度国県に対する重要事業の要望事項について

（2）平成18年度寒河江市土地開発公社決算及び平成19年度寒河江市土地開発公社予算について

（3）平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 報告申し上げます。

初めに、平成20年度国県に対する重要事業の要望事項について御報告申し上げます。

国県に対する重要事項の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において、各市町の要望事項を取りまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成20年度の重要事項は、市町村合併の推進についてを初めとする26件で、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

次に、平成18年度寒河江市土地開発公社決算及び平成19年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申し上げます。

平成18年度につきましては、委託事業として東部地区公民館日田分館建設用地の取得、造成、処分を行ったほか、自主事業として白岩さくら団地の分譲、工業団地拡張用地の取得、分譲などを行っております。また、チェリークア・パーク内に業務用地を取得し、山形県国民健康保険団体連合会へ事務所建設用地として処分しております。

この結果、収益合計は5億8,906万7,266円、費用合計は6億90万358円となり、1,183万3,092円の当期純損失となりました。平成19年度につきましては、土地開発公社保有地の処分に重点を置いて運営していくこととし、寒河江中央工業団地の第4次造成事業に向けた調査なども継続してまいります。

これらに伴う収益的支出、予算として16億9,297万3千円を、資本的支出予算として35億6,025万1千円をそれぞれ計上したものであります。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申し上げます。

平成18年度決算につきましては、指定管理者として市の体育施設の管理運営を行い、各種スポーツ教室の開催やスポーツ講習の指導要請に積極的にこたえるなど、スポーツの普及振興に努めた結果、施設利用者はおよそ12万人を数え、収入合計6,503万9,837円、支出合計6,419万4,459円となり、収支差額は84万5,378円となりました。

平成19年度予算につきましては、指定管理者として施設の円滑な管理運営を行い、市民が利用しやすい環境づくりとスポーツに親しむ機会を提供するため、予算総額6,547万2千円を計上いたしました。なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

以上の2点について、地方自治法243条の3第2項の規定により御報告申し上げます。以上でございます。

質 疑

○伊藤忠男議長 ただいまの行政報告中、平成20年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○伊藤忠男議長 次に、平成18年度寒河江市土地開発公社決算及び平成19年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 幾つかについてお尋ねをしたいと思います。

一つは、資料の関係で、用地の明細表が載っているわけでありましてけれども、昨年の報告に対しても意見を申しあげておったんですが、再度、どういうふうにもその後検討されたのかも含めてお尋ねをしたいというふうに思います。

というのは、明細表が以前ですというと、期末残高についてもそれぞれの原価、土地の取得に幾ら、造成に幾らというふうな、金利幾らというふうな、全部わかっておったわけでありましてけれども、それが改正されて、もうわからない今の方式になっていますね。ただ、これは国からの定められたというか書式だそうです。

しかし、それであっても、よりわかりやすくするために裁量、これは国でしなければならないという書式はこれであっても、従来のような形にしていだきたいということを昨年も申しあげたわけでありまして。したがって、それらについて寒河江市土地開発公社としてそういう報告書をつくるのに裁量の余地があるのかどうか、制度上。

そしてまた、昨年そういうふうに申しあげたのに対して、どのように内部で検討されたのかということが一つであります。

それから、この報告書の中で、それぞれ土地を取得した年月がわかるような形になっていけばいいなというふうに思うので、一番右の摘要の欄に取得年月が明示されるということ、私も議会という立場からすれば、特に市の方からの委託による先行取得などをした場合の、10年を過ぎるといって塩漬けというふうな形の中で、今、社会的に問題にもなっています。

もちろん、監査の方からの指摘などもされているというふうに思うわけでありましてけれども、そういうことを議員という立場で見るためにも、土地を取得した最終年月などが表示されるということ、もう10年過ぎていっているもの、まもなく10年になるものというふうなことで、どの部分について今取り組みをしなければならないのかということもわかるというふうに思うわけでありまして、その辺について、そういうことができるのかできないのかなども含めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、具体的に病院用地やチェリークア・パークの土地については、その土地を取得した年月をお聞かせをいただきたいと思います。

○伊藤忠男議長 総合政策課長。

○片桐久志総合政策課長 それでは御答弁申し上げます。

第1点の明細書の様式でございますけれども、今、議員おっしゃるように、総務省の方で定めた様式でされております。たしか、昨年もそういうふうな御質問がされたということも記憶しておりますし、公社の内部でいろいろ検討いたしました。

なお、山形県の市町村課を通じまして、総務省の方にも照会いたしましたところ、こういう様式は開発公社の経理基準要綱で定めているものでございまして、特に大事なことは、当期の増加額について要因を明らかにすることが非常に大事だということで、従来は減少する分についても明細を、土地開発公社では定めた経過もありますけれども、今は総務省で定めた様式では、増加分について特に重点を置いて様式を定めたというふうなことでありますので、当寒河江市の土地開発公社の中でも検討した結果、今回お示ししている様式でよいというふうに判断いたしまして、今回決算の様式を調整させていただいたというふうなことでございます。

次に、摘要欄のことでございますが、摘要欄については特に定めはないわけでございますので、この辺は、必ずこうしなければならないというふうなことではないと認識をいたしております。

それから、土地の取得の年月日についてありましたけれども、わかる範囲内でお答えさせていただきます。

ます。あくまでも、公社の理事会でいろいろ審議されておりますので、この場では対応についてだけしか私は答弁できないと、詳細については承知しておりませんので、わかる範囲の中で御答弁を申し上げます。

チェリークア・パークの土地でございますが、地権者から取得した年月日でございますけれども、平成10年の5月というふうなことでございまして、次に、病院については、平成9年の9月から取得を始めまして、平成13年までにかけて、何回かに分けて取得をしているというふうな状況にあります。以上でございます。

○伊藤忠男議長 川越議員。

○川越孝男議員 備考の欄の取得年月については、定めもないというふうなことでありますので、開発公社の裁量の中でできる部分であろうというふうに理解をします。したがって、先ほども申しあげましたような趣旨から、ぜひ検討していただきたいということが一つです。

それから、国の方で定められた書式に基づいて報告されているのは理解するんです。しかし、よりそれぞれの土地が、原価が幾らかかっているかもきちっとその都度わかるような形にするためには、このこれではわからなくなっているんですね。したがって、評価損ということもありうるわけですし、それは評価減をしていくという、その後実質原価、例えば1,000万円なら1,000万円かかっている、1割評価損とすると900万円、だと900万円のものがその後はずっと、実際は1,000万円かかっているということがわからなくなっていくということがありますので、開発公社の内部でそろえておく資料には、実質原価といいますか、その土地に幾ら金がかかったのかというふうなことがわかるような形で処理をしておいていただきたいと、これはお願いを申し上げます。

それから、評価損の関係でありますけれども、プロパー事業の部分はわかりますけれども、公有用地の取得や代行用地、これらについても評価損というふうな形をしていって、その土地に実際原価幾らかかったのかわからなくなる場合に、市からの委託でね、市に買い戻しをしてもらうために、開発公社で買って、そして10年などという年数が経過する中で評価損になったと、そして実質この評価した額で市に買ってもらうという、実質的な代行用地であっても開発公社に欠損が生じるというふうなことになるわけでありまして、その評価損なり評価をするのはプロパー事業だけなのか、それ以外にもやるのかどうか。この点もお聞かせをいただきたいと思います。

○伊藤忠男議長 総合政策課長。

○片桐久志総合政策課長 18年度の3月議会でも、高松駅とか内の袋の公有用地について、評価損については補正予算を組んで支出した経過などもあるわけでございます。いわゆる帳簿価格と現在の時価とを比較しまして、ある一定割合が下がっている場合は見直すというふうなことでございまして、18年度では代行用地についてはそういうふうな対応をさせていただきました。

ですから、プロパーだけではなくて、代行用地についてもそういう評価損の計算はしているというふうなことでございます。

○伊藤忠男議長 次に、平成18年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成19年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

平成19年5月30日（水）

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

○伊藤忠男議長 日程第5、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者2名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

- 伊藤忠男議長 日程第6、報告第4号から日程第17、議第41号までの12案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 伊藤忠男議長 日程第18、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

- 佐藤誠六市長 初めに、報告第4号平成18年度寒河江市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申しあげます。

平成18年度の介護保険システム改修事業費409万5千円を平成19年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申しあげるものであります。

次に、議第31号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、国庫補助金の増額等に伴い、まちづくり交付金事業費、教育指導援助事業費などを追加するほか、業務委託の入札結果等に伴い、図書管理業務委託事業費などを減額するものであります。その結果、4,504万8千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ136億1,504万8千円とするものであります。

以下、その大要について御説明申しあげます。

歳出予算については、第7款商工費は中心市街地活性化センター維持管理事業費442万4千円を減額するものであります。

第8款土木費は、まちづくり交付金事業費5,890万円を追加し、公共下水道事業特別会計繰出金330万円を減額するものであります。

第10款教育費は、教育指導援助事業費196万5千円などを追加し、図書管理業務委託事業費800万3千円などを減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、国庫支出金1,520万円、市債2,730万円などを追加し対応することといたしました。

次に、議第32号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、下水道高資本費対策借換債の限度額の変更に伴い、公債費を追加するものであります。その結果、1億7,370万円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ21億5,991万2千円とするものであります。

次に、議第33号平成19年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、支払基金交付金及び国庫負担金の返還に伴う償還金を追加するものであります。その結果、7,030万8千円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ42億1,096万7千円とするものであります。

次に、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者の報酬の改定など、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第35号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

山形県医療給付制度の改正に伴い、所得制限及び対象者負担額等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第36号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申しあげます。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の医療分の課税限度額を引き上げるため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第37号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。
入院患者の病衣使用料などの支払い方法について、利便性の向上を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第38号寒河江市消防団に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

消防組織法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第39号市道路線の廃止について御説明申し上げます。

道路網の再編を図るため、1路線を廃止しようとするものであります。

次に、議第40号市道路線の変更について御説明申し上げます。

市道北江米沢線の廃止に伴い、1路線の起点及び終点並びに1路線の起点を変更しようとするものであります。

次に、議第41号市道路線の認定について御説明申し上げます。

円滑な道路交通の確保と市民生活の向上に資するため、6路線を認定しようとするものであります。

以上、11案件を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

質 疑

○伊藤忠男議長 日程第19、これより質疑に入ります。

報告第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第31号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第32号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第33号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第34号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第35号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第36号に対する質疑はありませんか。松田議員。

○松田 孝議員 今回、国保税の値上げなんですけれども、限度額引き上げとなりますけれども、この引き上げによって、税収がどのぐらいになっていくのか、そして、現在きょう示された国民健康保険税の基金を見ますと1億1,000万円ぐらいになっていますけれども、これは実際締めた場合はどのぐらい基金としてなるのか、その辺お聞きをしたいと思います。

○伊藤忠男議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 お答え申し上げます。

まず、第1点目の、このたびの課税限度額の引き上げでございますが、これは地方税法の改正にかかわりましての引き上げでございます。10年ぶりに3万円の引き上げをしようとするものでございますが、およそ、国では5%の限度額を超えた方を見込んでおりますが、寒河江市の場合、シミュレーションした場合は、約3.5%の上限額を超えた方の状況が見込まれます。それを、3万円の引き上げと考えますと、数値的には約700万円程度の増収が見込まれるというふうに考えられます。

もう1点の基金の状況でございますが、今現在、3月末の基金の状況でございます。3月末で基金残高1億1,800万円が基金として見込まれますが、まだ確定の決算が出ておりませんので、その後の額の変動もございます。そのようなことで、この年度末の基金が、今押さえていますのは1億1,800万円の基金残高、それから19年度への基金の繰り入れを計画しているというような状況でございます。

○伊藤忠男議長 議第37号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第38号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第40号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第41号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

平成19年5月30日（水）

発 言 の 訂 正

- 伊藤忠男議長 ただいま、発言の申し出がありますので、これを許します。総合政策課長。
- 片桐久志総合政策課長 先ほどの行政報告の中で、代行土地についても評価損の計算をするのかというふうなことの質問がありましたけれども、私勘違いしておりました、去年やったのは代行用地から特定用地に変えて、特定用地について評価損の計算をやったということでございますので、代行用地については評価損の計算をしないということになっておりますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

平成19年5月30日（水）

予算特別委員会設置

- 伊藤忠男議長 日程第20、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。
議第31号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 伊藤忠男議長 御異議なしと認めます。
よって、議第31号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

- 伊藤忠男議長 日程第21、委員会付託であります。このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成19年5月30日（水）

散 会 午前10時03分

○伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年6月1日（金曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	10 番	柏 倉 信 一	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市	長	荒 木 恒 副 市 長
安孫子 勝 一	収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
奥 山 幸 助	選挙管理委員会 委員長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片 桐 久 志 総 合 政 策 課 長
秋 場 元	総合政策課 財務室 課長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 行 財 政 改 革 推 進 室 長
尾 形 清 一	総合政策課 企業立地推進室 課長	熊 谷 英 昭 税 務 課 長
布施 崇 一	市民生活課 課長	柏 倉 隆 夫 建 設 課 長
犬 飼 弘 一	建設課 都市整備室 課長	犬 飼 一 好 花・緑・せせらぎ 推 進 課 長
佐 藤 昭	下水道課 課長	安孫子 政 一 農 林 課 長
有 川 洋 一	商工観光課 課長	斎 藤 健 一 健 康 福 祉 課 長
鈴木 英 雄	会計課 課長	荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長
今 野 要 一	病院事務 課長	芳 賀 友 幸 教 育 長
兼 子 善 男	学校教育課 課長	高 橋 利 昌 学 校 教 育 課 長
工 藤 恒 雄	生涯学習課 生涯学習課 課長	安孫子 雅 美 指 導 推 進 室 長
兼 子 良 一	生涯学習課 生涯学習課 課長	清 野 健 監 査 委 員

○事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 総 務 係 長

平成19年6月1日（金）

議事日程第2号

第2回定例会

平成19年6月1日（金曜日）

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

〃 2 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

平成19年6月1日（金）

再　　　　　開　　　　　午前9時30分

- 伊藤忠男議長**　おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

平成19年6月1日（金）

寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告について

- 伊藤忠男議長 日程第1、寒河江市議会予算特別委員会正副委員長の互選結果報告であります。
去る5月30日、予算特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので御報告いたします。
予算特別委員会委員長、高橋勝文議員、副委員長、工藤吉雄議員。
以上でございます。

平成19年6月1日（金）

一 般 質 問

○伊藤忠男議長 日程第2、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、一議員につき答弁時間を含め60分以内とし、質問回数は4回までとなっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

平成19年6月1日（金）

（第2回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1	行政基盤強化について	定住人口の増加対策が基本と考えるが ①今後の住環境整備について ②団塊世代の定年退職者の受け入れ対策は ③雇用拡大を図ることが重要と思われるが、企業誘致の今後の見通しは	13番 新 宮 征 一	市 長
2	地域伝承文化の発掘について	祇園囃子や屋台、山車などの復活、保存に対する支援について		市 長
3	教育行政について	①心の教育（道徳教育）について ②学校と地域との連携強化について		教育委員長
4	市議選の中で寄せられた市民要望について	①乳幼児医療の完全無料化を実施すべきと思うがどうか ②中学校給食を求める市民の声にどう応えていくのか	15番 佐 藤 暘 子	市 長 教育委員長
5	寒河江中央工業団地の企業立地について	①税収効果はどのように好転してきたか ②本市の雇用状況はどのように変化してきたか ③第4次拡張へ向けての今後の動向は	7番 木 村 寿太郎	市 長
6	少子化対策について	少子化対策はまず結婚が前提と思われるが、適齢期の未婚者を結びつける結婚相談員などについて	9番 佐 藤 毅	市 長

新宮征一議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号1番、2番、3番について、13番新宮征一議員。

〔13番 新宮征一議員 登壇〕

○新宮征一議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告してある課題について順次質問をいたします。

ちょっと通告の数が多いために、1問は多少長くなるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、通告番号1番の行政基盤強化についてお伺いいたします。

地方分権を旗印に、地方への権限移譲、そして三位一体改革による税源移譲などによって、これからは地方自治体の独自色が問われる時代になりました。

これまでも、それぞれの県や市町村など自治体の発展評価は、人口の推移がそのバロメーターであると言われてきました。幸いにして本市では、微増とはいえ人口は増加の一途をたどっております。平成17年の国勢調査においても、県内では軒並み減少傾向にある中で、本市は山形市などとともに人口の増加が見られました。特に世帯数にあっては、平成12年国調対比で875世帯がふえ、県内平均2.4%を大きく上回る7.4%の増加となり、これは当時県内38自治体のトップを占めております。

こうした数値は、まさに本市発展の様子が顕著にうかがわれたもので、佐藤市政がこれまで取り組んでこられた優良宅地の分譲や企業誘致など幅広い施策の成果であり、高く評価されるものであります。と同時に、我々市民にとっても大きな誇りでもあると思います。

しかしながら、地方を取り巻く環境は極めて深刻な時代を迎えていることから、ただただこの現状に甘んじることはできません。少子高齢社会、人口減少社会の到来、さらには高度情報社会の中にあって、経済情勢は大きく変わろうとしております。こういうときにこそ、次代を見据えた誤りなき施策を考えなければならない最も大事な時期であると思うのであります。

既に、第5次振興計画もスタートいたしました。協働のまちづくりが強く盛り込まれておりますが、これからはまさに地方の時代と言われているだけに、いかに我々市民一人一人が知恵を出し合い、アイデアを出し合いながら行政と一体となり、足腰の強い磐石な行政基盤の確立強化が強く求められるのではないのでしょうか。

このような中であってまず考えられることは、定住人口の確保、増加対策を図ることが基本であると思います。私には思いますが、どうでしょうか。本市ではこれまでも、「日本一さくらんぼの里」としての知名度を生かした観光さくらんぼ園や「花咲かフェア」の開催、さらには四季とりどりの祭りなどによって県内外から多くのお客さんを迎えておりますが、寒河江のよさを知ってもらふ絶好の機会であると思います。しかし、これがいざ定住となると、なかなかそうばかりはいきません。定住するとなると、さまざまな条件をクリアしなければなりません。まず第1の条件としては、住宅の確保が挙げられると思います。

本市では、それぞれの地域に優良な宅地を造成し、環境や利便性、そして予算の面からも、購入される人の希望に沿えるよう配慮されていることは好評で、さきの「みずき団地」の売れ行きなどは、その代表的なものと思います。さらには今、木の下土地区画整理事業で造成されている「ほなみ団地」などもあり、宅地の供給の面では当面問題ないと思いますが、公営住宅も含め、長期的展望に立った住環境の整備に今後どのように取り組まれるか、伺います。

第2点目は、「団塊の世代」と言われる方々の多くの定年退職者が見込まれる中、全国的にも各自治体ではUターンを視野に入れ、その受け皿を模索しているようであります。定年後にUターンを考えておられる方々は、果たしてどの程度あるかは未知数でしょうけれども、何らかの対策が必要と思われます。Uターンを考えている人々には、田舎での再就職などを希望される方は少ないでしょう。むしろ、わずかな家庭菜園やアウトドアを楽しむなど、豊かな自然と触れ合いながら残された人生を悠々自適の生活を送りたいと願っているものと思います。

こうした望みにこたえるための方策として、例えば空き家になっているところや遊休農地のあっせんなど、気軽に相談できるような窓口なども必要かと思えます。市のホームページを活用したり、県の東京事務所など出先機関や県人会、ふるさと会などの組織や団体を通して、本市の取り組みを紹介しながら

ら寒河江市の魅力などの情報発信をすることもアイデアの一つと考えますが、今後どのような対策を考えておられるのか、お伺いいたします。

第3点目は、若年・中年層の雇用の問題であります。

寒河江に住んでみたいと思っても働く場所がないとなれば、二の足を踏むことにもなりかねないでしょう。確かに、近年では道路網が整備され、多少の通勤距離は苦にならなくなってきましたが、冬場などを考えたとき、近いにこしたことはありません。自宅と職場が近いということは、働く人本人にとっても、また家族にとっても精神的に大きな安心を抱くことができると思います。定住の地を選ぶときの大きな要件の一つではないでしょうか。

本市は、山形空港からの距離や高速自動車道など交通の利便性を生かし、さらには工業団地のオーダーメード方式による業務用地の希望分譲などの好条件から、これまでも多くの優良企業を誘致し、雇用の確保と増税対策に積極的に取り組み大きな成果を上げてこられました。企業誘致の今後の見通しについてお尋ねいたします。

次に、通告番号2番の地域伝承文化の発掘について伺います。

御承知のように本市では昨年、「歴史と文化の織りなす 気品たどよう美しい都市」を将来都市像に掲げた第5次寒河江市振興計画が策定され、この計画をベースにした新たなまちづくりが既に始まっております。この振興計画で表現されている「歴史と文化」を、佐藤市長は「私たち固有の財産である」と明言されました。今の寒河江市があるのも、そして私たちが今生活していることも、これまで積み重ねられてこられた長い歴史と、そこにはぐくまれた文化によって支えられていることを忘れてはならないと思います。

もともと大江町で生まれ育った私が、寒河江市の歴史や文化を語れるほどの知識も認識もありませんが、実は一昨年、八幡様での建国記念祭の折、市史編纂委員、宇井 啓先生の記念講演を拝聴する機会がありました。歴史には余り興味を持っていなかった私でしたけれども、テーマは「寒河江の囃子座」ということで、囃子座の歴史を聞いているうちに、今自分が住んでいる地域の話題であることから強く興味と関心を持つようになり、振興計画策定のための振興審議会の中でも、一委員としてこれらの発掘保存を強く訴えてきたところであります。

この囃子座の歴史は、寒河江には多くの屋台があったようですが、元禄時代、正徳期に六供町祇園囃子保存会があって、わざわざ京都へ行って習ってきたということでした。その当時は、「谷地や左沢のものとは違うんだから、絶対よそには教えるな」などと、本場京都直伝の囃子とあってかなり誇りにしていた感じがうかがわれます。

それから年代は変わりますが、明治11年には西村山郡役所の開所祝いに3日間、屋台が繰り出され、さらに大正4年には御大典祇園囃子屋台として六供町組、西ノ町組、上南町組、上町組、新町組、七日町組などの屋台が大々的に繰り出された様子が写真つきで残っております。

さらに時代は進み、昭和3年には御大典記念祇園囃子屋台として総出演、そして昭和34年には六供町囃子座が9月14、15、16日の3日間、皇太子御成婚記念、5年連続豊作祝いとして巡業されたのを最後に保存会が解散されたようであります。

このように多くの歴史を刻み、昭和の時代まで受け継がれてきたものだけに、完璧な形ではないにしても何基かの屋台は原型が保たれており、復元可能とのことでした。また、その当時、祇園囃子に直接携わってきた旅館のおかみさんたちも元気でおられるということですので、当時のリズムや感覚をよみがえらせるためにも、その方々が元気なうちにこの祇園囃子を復元、復活させてはどうかと思います。また、本市には、囃子に欠かせない三味線、かね、太鼓、笛などの名手はたくさんおられますし、日本舞踊を習っている方々も大勢おられます。こういう方々の御協力をいただけるならば、まさにロマンあふれるすばらしい祇園囃子屋台が復活されるものと信じております。

本市では、雛まつりから始まって、桜まつり、つつじまつり、そしてさくらんぼ祭り、寒河江まつりとそれぞれの四季に合った、文字どおり「四季の祭り」が開かれておりますが、この囃子屋台が加われば、さくらんぼパレードの先頭を行進したり、秋の寒河江まつりには町じゅうを練り歩き、「神輿の祭典」との競演など趣の違った新たな祭り文化が生まれるものと思います。

もちろんこれらの事業は民間主導になるとしても、運営費はともかくとして、復元までにはかなりの費用もかかるかと予想されますので、その支援なども含め、市長の御見解を承りたいと存じます。

続いて、通告番号3番の教育行政、とりわけ心の教育について教育委員長にお尋ねいたします。

我が国も戦後既に60年、半世紀以上の歳月が経過いたしました。終戦当時は、私もまだ幼い子供ではありませんでしたが、あの戦中・戦後に味わった貧困生活は、今なお忘れることはできません。

あれから数十年、その後の日本は著しい発展を続け、あの高度成長期を経て築き上げてきた今日の日本は、先進国として世界にその名を知らしめ、厳しい国際競争社会の中で、今や経済大国として確固たる位置づけがなされたのであります。終戦当時の大人の方々も、これほどまでに復興した日本の姿をだれが想像したことでしょう。ここまで復興されたその陰には、先人たちのたゆまぬ努力と並々ならぬ御苦労があったことでしょう。心から感謝しなければならないものと思います。

このように、現今の社会は物が豊富で、確かに経済的にも豊かになったことはありがたいことではありますが、ただただ手放しで喜んでいるわけにはいきません。最も信頼関係のある親が子供を殺したり、子供が肉親や兄弟姉妹を殺すなどといった、一般常識では考えられないような、余りにも残虐きわまりない事件が連日のように報道されている現実を目の当たりにしてふと考えてみると、これまでの発展途上の中で、何か置き去りにされてきたものがなかったのだろうかと考えさせられるのであります。

戦後の社会は、あの敗戦という大きな心の傷を背負いながら、学力偏重にこだわった学校教育、そして人権を尊重するが余り、権利と自由を重視してきた社会教育など、戦後教育のあり方に問題があったような気がしてなりません。優秀な学力を身につけることは、もちろん国際社会に通用する立派な人間を育成する上では、当然にして大事なことであります。また、権利と自由を尊重することも、人間社会においては最も大切なことでありましょう。

しかし、ここで問題なのは、権利や自由を主張する前に、人間としての責任と義務を果たさなければならないという基本的なことを強く認識されるような教育が必要だったのではないのでしょうか。ややもすると自由と勝手を混同して考えられがちですが、自由とは法を守る、規範を守ってこそ初めて自由が与えられるもので、これこそが法治国家に生きる国民として至極当然のことと思うのであります。

もちろん、これは本市の教育委員会を決して批判するものではありませんが、つまり一個の人間としてその人格が形成される上で、最も大切な時期である義務教育過程において、何らかの形でこうした人間として当たり前のことを、基本的なことを教えることによって、少しは社会環境もいい方向に変わってくるものと信じているところであります。

昨年11月に策定され、さきの議会にも示されておりましたが、寒河江市教育振興計画がこのほど立派に製本され、届けられました。この計画の中でも、他人を思いやる心、規範意識や道徳心、自立心などの必要性が盛り込まれておりますが、いわゆる心の教育は、学校はもちろんであります。家庭や地域とのかかわりの中で学ぶことも非常に重要なことと思います。学校と地域との連携強化をも含め、心の教育について今後どのように取り組まれるのか、教育委員長の御見解をお伺いいたしまして、私の第1問といたします。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。
〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、将来に向けた住環境の整備構想、方向性についてお答え申し上げます。

本市では、県内陸部の中核都市として、多種多様な交流の拠点づくりのため、交通の要衝である地域特性を最大限に活用しながら、道路交通網の整備や寒河江駅前中心市街地整備事業など都市施設整備を進めるとともに、さくらんぼや「花・緑・せせらぎのまち」にふさわしいランドマークをつくり、工業団地造成と企業誘致を図りながら、またさまざまなイベントを実施して交流の拡大を図ってまいりました。

また、交流人口の増加を定住へと誘導し、人口の増加を図るため、これまで土地区画整理事業や土地開発公社等による宅地開発を行い、利便性の高い、低廉で優良な住宅地を供給してまいりました。現在、土地区画整理事業により、御案内のように「ほなみ団地」の愛称のもと、新たな住宅地として総区画数約310区画、計画人口1,100人の優良な宅地整備が進められており、当面の整備促進すべき事業と考えております。

今後の住環境の整備構想であります。私は、行政を支えるものは住民の力であり、企業の活力であると考えており、少子高齢による人口減少社会を迎えようとしている中で、若い世代はもちろんのこと、退職を迎える団塊の世代のUターン、Iターンを受け入れるなど、活力のあるまちづくりを進めるため、今後とも快適な住環境の宅地を創出、供給し、定住を促進することが必要であると考えております。

長期を見据えた本市のあるべきまちづくりの具体的な将来ビジョンについては、都市計画マスタープランの中で都市構造、土地利用、都市施設の配置構想などを総合的に定めております。

具体的な宅地化の方向性としては、現在の用途地域内の未利用地について宅地化を図っていくことが必要であると考えておりますが、さらに本市の発展を見据えた新たな宅地化が求められる場合は、都市計画マスタープランに照らし合わせながら宅地としての立地条件を十分考慮し、候補地を選定し、住居系用途地域の拡大を図り、土地区画整理事業や開発公社及び民間の宅地開発を誘導するなど、良質な住宅地の創出を促進してまいりたいと考えております。

次に、団塊世代の定年退職者の受け入れ対策についての御質問にお答え申し上げます。

地域の振興や活性化を図る上で、人口増加策は基本的課題であり、第5次寒河江市振興計画におきましても、少子化の進行による生産年齢人口の減少は税収の減少へとつながり、高齢者の増加による福祉・医療等の経費の増加となり、現在の住民サービスの維持が厳しい状況になっていくことが懸念され、さまざまなイベントの開催や美しい町並み形成と雇用の場の創出を図り、交流から定住へと結びつけ、すべての人々が健康で暮らせる地域社会の構築を図ることが必要であると述べているところであります。

「団塊の世代」とは御案内のように、戦後の昭和22年から24年の3カ年に生まれた世代であります。全国では約800万人ほどと言われており、現在、本市に居住しているこの世代に該当する方々は2,000人を超えているようで、男女を問わず多くの方々が何かしらの仕事についているようであります。また、この世代に寒河江市で生まれ育った方のうち、約3分の1が県外に居住しているようであります。

全国的に見ましても、「ふるさと回帰」や「二地域居住」などの言葉が取り上げられ、ふるさとや田舎への移住や転入を促進する施策が期待されており、総務省でも昨年度から交流居住を求める全国の都市住民に対し、インターネットを通して地方自治体の情報を提供しております。

本市においても、ことし2月、団塊の世代の方々を活用、受け入れしていくために、庁内関係9課により対策支援チームを設置し、対応策を協議したところであります。早速ことし4月から総務省のホームページに、祭りやイベントなどの観光情報、農業体験等の情報、地勢や気候、交通アクセスなどの情報を掲載しており、随時更新しながら全国各地へ情報を発信してまいります。

全国的にも団塊の世代の大量退職が問題となっているようで、定年の引き上げや継続雇用制度の導入による雇用期間の延長などの取り組みが行われております。また、雇用の問題は、本市を初め県や寒河江公共職業安定所（ハローワーク）、それから商工会、JA、金融団などの各種団体による寒河江市雇用対策本部や、商工会やハローワーク、西村山各市町による西村山雇用対策協議会などにおいても、雇用の場の確保等に努めているところであります。

本市における2,000人を超える団塊の世代の方々には、退職後においても熟練の技術や知識、経験を

まちづくりに生かしていただきたいと考えており、引き続きハローワークや市内の企業団体などと連携、協力し合いながら、雇用の場の確保、提供、再就職情報などを広くお知らせし、雇用と定住を結びつけて考えております。

また、市外からの定住を希望する方々にもさまざまな情報を提供しなければならないと思っており、これまで以上に各種イベントなどを通して交流を促進するとともに、短期や長期、行ったり来たりの滞在も含め、また受け入れが可能な市民の方なども募りながら本市の暮らしを体験していただき、定住に繋がなければならないと思っております。

また、県内外から訪れる方々の意見や感想をまちづくりに生かしていきたいとも考えており、今後も関係部署が連携しながら情報を共有し、広域的に情報を発信して、団塊の世代等の受け入れと、その活力を本市の活性化につなげたいと考えております。

その中で、本市独自の定住滞在に関するチラシなどを作成し、ふるさと寒河江会を初め、「ゆとり都」や東京、大阪、名古屋、札幌の大都市圏にある県の事務所に設置を依頼したいと考えております。また、市ホームページにも交流や定住に関する総合的な情報を掲載しながら、メールなどを活用した質問事項の受け付けや回答など具体的な対応も行っていかなければならないと考えております。さらに、市報にも情報を掲載し、市外や県外に住む親戚や知人、友人の方に本市をPRしていただくとともに、還暦の同窓会などもPR活動の機会ととらえ、県外に居住している方々に積極的に本市情報を発信していただくよう主催者に働きかけ、団塊の世代の方を初め、本市への定住・移住を考えている方々にアピールしていきたいと考えております。

今後、ますます進展する少子高齢社会や人口減少社会の中であって、間近に控えた団塊の世代等の大量退職を人材誘致の一つのチャンスと考え、さらに団塊の世代等の知識や意見、経験をまちづくりに生かしていくため、国や県とも連携を図りながら本市の情報を広域的に発信し、より一層交流の促進と定住への誘導を図っていききたいと考えております。

次に、雇用拡大を図る意味での工業団地の今後のあり方と企業誘致の今後の見通しについてのお尋ねにお答えいたします。

本市の中央工業団地はこれまで、第1次工業団地として41.2ヘクタール、第2次工業団地として53.3ヘクタール、第3次工業団地として57.3ヘクタール、合計で約152ヘクタールの造成を実施してきました。おかげさまをもちまして現在、立地企業数が78社で、約3,600人の従業員が働く県内有数の工業団地に成長してきております。

その中で、工場用地として分譲可能面積は残すところ約9ヘクタールであり、分譲率は93%となっております。現在、企業からの引き合いもあり、新たな工業用地の需要にこたえ、本市及び西村山地域住民の雇用の場の確保、並びに本市及び本県の産業振興を図る観点からも早急に、テーピ工業南西地区のエリア、22ヘクタールについて、新たな工業用地として拡張することが必要と考えているところであります。

つきましては、今後、農村地域工業等導入実施計画の変更により工業団地の拡張を行うべく、県と東北農政局と十分に協議を重ねて、できるだけ早い時期に造成のめどが立つように努力してまいりたいと考えております。

また、企業誘致の今後の見通しについてであります。これまでもさまざまな情報をもとに積極的に企業訪問を行い、企業誘致について打診してまいりました。全体的な動きとしましては、一時の中国等への工場の進出傾向から日本国内への回帰現象が見られ、また点在していた工場等の集約化などの企業再編の動きが見られるようになってきました。そうした状況の中、最近の誘致企業の中では好感触を得ている企業等があることから、今後も立地が進むものと考えております。

次に、地域伝承文化の発掘ということでの祇園囃子や屋台、山車などの復活保存に対する御質問がありました。お答えいたします。

かつて、御案内のように寒河江八幡宮の例大祭や国挙げての慶祝行事には、寒河江の各地から囃子屋台や山車が繰り出し、大勢の人でにぎわったということでもあります。伝え聞くところによりますと、寒河江の屋台を見ようと近隣の町や村には人がいなくなるくらい集まってきたという話もございます。

この寒河江の名物であった囃子屋台は、大戦の影響で姿を消し、戦後唯一復活した六供町の囃子座も、昭和34年9月の皇太子御成婚記念と5カ年連続豊作を祝福して9月14日より3日間出演したのを最後に

保存会を解散してしまったことは、残念なことでありました。話がございましたとおりでございます。

しかし、六供町と上町の屋台は、幸いにも部材が郷土館に保存されて残っておりますので、復元することは十分に可能であると思われます。現在、囃子座に参加した人も元気でおられますし、市民の間で復元したいという盛り上がりもあるということでございますので、囃子屋台を復元し、保存するのは今が絶好のチャンスではないかなと思っております。

御案内のとおり、第5次寒河江市振興計画の将来都市像、「歴史と文化の織りなす 気品たどよう美しい都市」を具現化する方策の一つとして、今年度から歴史文化ふるさと回帰事業をスタートさせております。この事業は、団体等が行う地域の歴史や伝統、文化などにかかわる事業に対して補助を行うものでありますので、囃子屋台の復元などについても、この事業の活用を検討していただきたいと思いますと考えております。

まずは、地域の皆さんや関係団体等で保存会等組織をつくっていただきまして、自主的に事業に取り組んでもらうとともに、必要に応じてその道の専門家にも入ってもらうなど、いろいろな形で事業を支援できればと考えているところであります。

私の方からは、以上です。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

初めに、心の教育についてお答えいたします。

議員おっしゃられましたように、今本当に殺伐とした痛ましい事件が報道されるたびに、大きなショックを受けると同時に、大変心を痛めております。

そして、核家族化や少子高齢化、生活様式の多様化などの急激な社会変化が地域や家庭の教育力を低下させ、本来、家庭や地域の中で培われてきた他者を思いやる心、規範意識や道德心、自立心など、私たちがこれまで大切に、大事にはぐくんできた人間としての力が失われてきていると言わざるを得ない状況にあることを大変残念に思っております。

その中であって、市教育委員会では昨年、「ひと集い、伝えあい、そして高めあう」というスローガンのもとに、寒河江市教育振興計画を策定いたしました。この計画の中で、道德心、社会性をはぐくむまちづくりを提唱しているところであります。

道德心、社会性をはぐくむためには、まず人々みんなが集い合って、そして協働する、ともに活動する中で相手と豊かにかかわることのできる、そういう心と態度を養うことが重要であると考え、そのためには幼少期から地域の方々、自然、歴史、文化など、多様ななかかわり合いを持ちながら豊かな体験をする場が必要であると考えているところであります。

こういう考えのもと、今年度より新規事業として「いのちと心を育む学校づくり推進事業」をスタートさせました。この事業は、学校ごとに課題を明らかにする中で、食育、家庭の教育力向上、地域の歴史・文化学習、道德心や規範意識の向上、読書の盛んな学校づくりに関連した事業などを展開していくことによって、豊かな心を持った寒河江の子供たちを育てようとするものでございます。

また、本市では、中学校段階で生徒の職場体験学習を実施しておりますが、今年度は職場体験学習を3日間から5日間に延長いたしまして、市内中学校のすべての2年生で実施をいたします。義務教育の時代から社会に出て、そしてその社会の中で働いている方々を、その姿を見たり、あるいは実際に働く体験をする中で、勤労の意義を理解しながら人間としての力や心というものを学んでいくということは、豊かな心をはぐくむことにつながるものと考えております。

学校現場におきましても心の教育、道德教育の充実、各学校の経営の重点に位置づけられておりまして、特にさまざまな人々とのかかわりを重視する中で、命と心の教育の充実を図ってきております。

なお、国が定めております学習指導要領によれば、学校における道德教育は学校の教育活動の全体を通じて行うものであって、道德の時間を初めとして各教科、特別活動及び総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じて適切な指導を行わなければならないと、このようにうたっております。そして、その際の配慮事項としては、教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めて、家庭・地域社会と連携を図りながらボランティア活動、あるいは自然体験活動などの豊かな体験活動を通して、内面に根差した道德性を育成していくこととしております。

本市の各学校でも、道德の時間の充実を図ることはもちろんであります。道德の時間や各教科等で養った人間愛、家族愛、郷土愛、公正そして公平、規則の尊重などのいわゆる道德的実践力をさまざまな体験学習活動を通す中で養って、美しい心、豊かな心、元気な心の養成につなげていただいていると考えております。

また一方、家庭の教育力を高める努力が必要であると考えています。家庭は教育の原点であり、すべての教育の出発点であると言われます。子供にとって家庭は、人としての基本的な生活習慣や生活する力、他人を認め思いやる心、善悪を判断する能力、さらには自立心や自制心などの社会人としての基本的な資質とマナーを身につけていくところであると考えます。

しかし近年、社会的なモラルの低下が問題となっております。「大人が変われば子供が変わる」と言われて久しくなります。そして、現在、「早寝 早起き 朝ごはん」の運動が叫ばれ、基本的な生活リズムの確立が求められております。今こそ、この家庭の教育力を再生しなければならないときです。そのために私たちは、私たち大人がそれぞれの家庭において、まず率先して実践して見せることが大事なのではないでしょうか。

こうした姿勢の中で、幼児施設における保護者会や小中学校父母と教師の会や地域の各組織、各団体

の方々のお力をおかりしながら、家庭の教育力を高める取り組みに努めてまいりたいと考えております。
次に、地域との連携強化についてお答え申し上げます。

学校と地域が緊密に連携することは、先ほども申しあげましたように、子供たちに豊かな体験活動の場を与えるためにも極めて重要であり、また不可欠なものであると、このように考えております。現在、本市では、すべての小中学校に学校評議員制を導入し、地域の方々と一緒になって学校経営を進めております。その中で、地域の行事への参加も積極的に進めるなど、緊密な連携を図ってまいっているところです。

その主なものを若干申しあげたいと思います。醍醐地区におけるホタルの里づくり運動や南部小学校におけるビオトープづくり、高松小学校での学校栽培園、三泉小学校でのさくらんぼ栽培などの取り組み、さらには幸生や田代、柴橋小などのように、地域と一体となった行事を実践している学校もございます。また、各学校とも地域の方々を講師としてお招きするなど、いわゆる地域の人材を活用した事業や行事の展開を工夫をしております。

特に今年度は、新たな事業として国が進めております「豊かな体験活動推進事業」を受けて、幸生小学校を舞台として長期間の宿泊体験学習を展開する予定でおります。この長期の集団生活の中で地域を学んだり、大自然に触れることを通してそのすばらしさを感じたり、あるいは自然に対する畏敬の心を育てたりするなど、豊かな心をはぐくむ事業にしたいと、このように考えております。これらのねらいを実現するために、地域に「豊かな体験活動支援委員会」を立ち上げて、学校と地域が一体となって事業を展開していく、そういう予定でおります。

こうした地域と一体となった取り組みの中で、子供たちの心の教育を充実し、気品ある寒河江のまちづくり、人づくりを図っていききたいものと、このように考えているところであります。

以上でございます。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 新宮議員。

○新宮征一議員 第1問に対して市長、それから教育委員長からは、大変前向きな御答弁をいただきましたし、私の思いとほぼ同じような御答弁をいただきましたので、時間の方も少なくなっておりますし、これ以上くどくどと申しあげるつもりはございませんが、簡単に私なりに総括をさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

先ほど、市長の御答弁の中にも、第1問の通告しておりましたところのいわゆる定住人口対策に対しては、本当に幅広い角度から積極的に取り組まれるということで、今後の寒河江のまちづくりにも大変大きな勇気をいただいたところでございます。

それから、第2問でありますけれども、伝承文化の発掘・保存についてであります。市長からは「今がチャンスだ」と、本当に力強い言葉をいただきました。今後どのような形でこの事業を進めるかは今後の課題として、今、きょうのこの内容を踏まえた中で、一つの入り口を見つけたなど、そんなふうに考えておりますので、今後何らかの形でこれを立ち上げていくべく私も努力をしてまいりたいということでございますので、よろしくひとつ御支援のほどをお願い申しあげたいと思います。

それから、教育委員長の御答弁でありますけれども、これまた私が思いとするところをすべて理解をしていただいて、大変前向きな御答弁をいただきました。ありがとうございます。ただ、体験学習であるとか、あるいは家庭の教育であるとか、いろいろこれはこれまでも取りざたされてきた問題であります。

ちなみに今、国の方では、この教育三法の改正をしようということでいろいろ議論がなされておりますけれども、その中で安倍総理は「戦後60年、子供のモラルや学ぶ意欲が低下した。変えるべきことは勇気を持って大胆に変え、教育新時代を開きたい」と、非常に力強い発言がございました。そしてまた、この三法の中でも、特に教員の免許の更新とか、あるいは講習会だとか、そういうふうなものも盛り込まれるようでもありますけれども、特に目を引いたのは、義務教育目標に愛国心などを盛り込み、基調にしたいと、こういうことであります。

ちなみに、私もこれまでいろいろ感じてきたことがあるんですが、やっぱり先ほど教育長の御答弁の中で「大人が変われば子供も変わる」、こういうお話がありました。全くそのとおりでと思います。ただこれは、この言葉を引用して申しあげれば、「教師が変われば生徒も変わる」、これも同じような意味合いではないかなと。

あるときに、校長から君が代の伴奏を命じられた教師が、それを拒んで裁判ざたになるなどというような、全く基本的なものを失われている教師がいるとするならば、これは心の教育なんていうものができっこない、私はそんなふうに思います。

つい最近でありましたけれども、大相撲の千秋楽で、モンゴル出身の白鵬関が15戦全勝で優勝しました。その表彰式で、日の丸を見上げながらモンゴル人でさえ君が代を歌っておりました。あの姿こそが、いわゆる大相撲界で「そういうものなんだよ」ということを教え込んできた一つのあらわれかなと、そんなふうに思ったところであります。

日の丸は、我が国の国旗、国の旗です。君が代は、我が国の国歌です。日本の歌です。これを尊重するところから入っていかないと真の心の教育というのはあり得ないのかなと、そんなふうに思うところであります。

どうぞひとつ、君が代を歌うにしても何の抵抗もなくすんなりと歌えるような、そういう人間をつくるためにも教育現場、そして教育委員会のさらなる御協力を、御奮闘を心からお願いを申しあげまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

佐藤陽子議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号4番について、15番佐藤陽子議員。

〔15番 佐藤陽子議員 登壇〕

○佐藤陽子議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、4月に戦われた選挙戦の中で市民の皆さんから託された切実な要望に基づいて、以下の質問をいたします。市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

最初に、乳幼児医療費の無料化について、市長にお尋ねいたします。

共産党市議団が昨年12月、市民8,000人を対象とした市民アンケートを実施したことは、3月議会でも申しあげました。このアンケートには、市民のさまざまな要望や、歯に衣着せぬ意見や市政への不満などが数多く寄せられましたが、さらに選挙戦を通じてこれらの要望や意見が、切実な生の声でびしびしと寄せられてまいりました。街頭で訴える私の話をじっと聞いてくださっていた高齢者の方が近づいてきて、「ここは陸の孤島だ。バスも通らなければ、車も乗れない。医者に行くにも、買い物に行くにも、タクシーに頼らなければならない。何とか高齢者が住みやすい町にしてほしい」と、私の手を強く握って訴えられるということもありました。

どこに行っても必ず出されるのが、子育て中のお母さんやおばあさんたちからの「中学校給食、ぜひ早く実現してほしい」という声でした。そのほかにも、「子供の安全な遊び場が欲しい」「保育所を充実させてほしい」など、子育て支援に対する要望もたくさん出されました。とにかく選挙戦は、市民のさまざまな願いや思いやドラマが一気に沸き上がる一週間となりました。数多く寄せられた市民の要望の中から、今回は乳幼児医療費の無料化と中学校給食の実施について、市長並びに教育委員長に見解を伺いたいと思います。

まず、初めに、乳幼児医療費の無料化について、市長にお尋ねをいたします。

乳幼児医療費を日本で初めて無料にしたのは、岩手県沢内村だと言われています。昭和30年当時の沢内村は、豪雪、貧困という悪条件の中で高齢者や乳幼児の死亡率が非常に高く、100人の赤ちゃんが生まれても7人が亡くなるという悲惨な状態でした。このことに心を痛めた当時の深沢晟雄村長が、村民の命を守ることを最優先にしなければならないとして取り組んだのが、65歳以上の高齢者の医療費無料化と乳幼児医療費の無料化でした。無料化が実施されて1年後、乳児の死亡率はゼロという画期的な記録があらわれました。沢内村の取り組みは、お母さんたちの要求運動とともにたちまち岩手県内の市町村に広がり、乳幼児医療費無料化が実現されていった経緯があります。

乳幼児医療費の無料化を国に求める意見書が、全国津々浦々の地方議会から提出されておりますが、国の制度としては確立されておらず、都道府県に任されているのが現状です。山形県においても、県の制度で小学校入学前までの乳幼児を対象にした医療費無料制度がありますが、所得要件があり全員が該当するものではありません。

さらに、平成18年7月の制度改定により所得制限が厳しくなり、改定前に該当した人が改定後は該当しなくなった人が出てきています。そのために、県内の各市町では、県の制度に上乗せする形で独自の施策を実施しているところがふえています。県内13市のうち、尾花沢市、南陽市では、県の制度に独自の上乗せをし、ゼロ歳から小学校入学前の6歳まで、すべての乳幼児が負担金なしの無料となっています。山形市、天童市、鶴岡市などもゼロ歳から6歳まで、全員が無料化されています。ただし、所得税課税世帯には、外来で医者にかかった場合は1回530円を月4回まで支払う一部負担が伴いますが、所得制限なしで医者にかかれるということは、子育て中の親にとっては本当にありがたいことです。

そこで伺います。寒河江市では、県の制度に準じるということで所得によって受けられない子供がおりますが、制度改定によってさらに該当条件が厳しくなっています。制度改定前と改定後とで該当人数にどのような変化が出ているのか、伺います。

無料化に該当しない家庭の3歳未満の第1子、第2子については2割負担に、3歳以上の子供については3割負担という大変厳しい状況になっています。パートで働いているあるお母さんは、「4歳と6歳の子供がいるが、無料制度に該当しないので2人の子供の医療費は3割負担をしなければならない。負担が大きいので、ひどい状態でないときは医者にかかるのを控えている」と言っています。親にとっ

て、子供の病気ほど心配なものはありません。病気が重くならないうちにお金の心配をしないで病院に行けるように、県の制度に上乘せし、ゼロ歳から6歳までの就学前の乳幼児全員が医療費の無料化を受けられるように寒河江市でも取り組むべきと考えますが、市長の考えを伺います。

次に、中学校給食を求める市民の声にどうこたえていくのか、教育委員長にお尋ねいたします。

中学校給食の実施を求める市民の声は、依然としてやむことがありません。市議選を前にした3月議会においても、私はこのテーマの質問をいたしました。昨年12月、共産党市議団が市内の8,000世帯を対象に実施した市民アンケートで回答を寄せてくださった方の約90%が、中学校給食の実施を求めていることに基づいての質問でした。

さらに、4月の市議選の中でも、中学校給食を求める市民の声は至るところで沸き起こり、私の選挙カーを見つけた中学生たちがあちこちで「給食、頑張って」と声をかけてくるなど、生徒たちまでが中学校給食の実施を期待していることを実感させられました。そして、必ず聞かれることは、「何で寒河江市だけが中学校給食ならねんだ」というお母さんやおばあさんたちからの質問です。「完全給食が無理だったらおかずだけでもいいのに。ほかのところ、みんなしてっどれ」という言葉が返ってきます。選挙戦を戦われたほとんどの議員の皆さんも、このような言葉をかけられたと思います。（「そうだ」の声あり）寒河江市では、弁当を持ってこられない生徒に業者の弁当を取り寄せてくれる弁当販売方式を実施することを説明しても、「それは一部の人が対象で、全員が同じ物を食べる給食とは違う」と、市民の反応は冷たいものでした。

中学校給食を求める市民運動が始まってから16年が経過しました。この間、署名運動や議会請願の運動を繰り返しながら、この議場においても繰り返し民意を反映させるべく質問に立ってまいりました。しかし、教育委員長の答弁は、いつでも判で押したように「中学校については、ミルク給食と弁当持参」を繰り返すだけで、16年間変わることはありません。しかし、アンケートの結果においても、選挙戦で明らかになった市民の意識においても、教育委員会の考えとは大きな乖離があることを感じました。

教育委員会が、中学校給食は実施しないとしてきたこれまでの理由は、お母さんたちを納得させることにはならず、市民の理解を得ることもできません。これまで教育委員会が教育再生の一つの切り口としてきた弁当持参と給食の実施は、決して矛盾するものではないと考えます。市民が求めてやまない中学校給食の実施について、教育委員長はどのようにこたえていくのか。「おかず給食だけでもいい」と願っている市民の声をどのように考えておられるのか、教育委員長の見解をお伺いいたします。

以上で、第1問といたします。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 乳幼児医療制度の御質問にお答えいたします。

山形県の乳幼児医療制度は、乳幼児の健康な発育の支援と次世代を担う子供を産み育てやすい社会環境を整備するため、医療保険各法による個人負担額相当分を公費負担する制度であることは御案内かと思えます。

制度の対象者は、ゼロ歳から6歳の就学前の乳幼児であり、かつ子供の扶養者の所得が所得制限額以下の場合に該当となります。ただし、第3子以降の乳幼児についてはこの所得制限を撤廃し、全員が乳幼児医療制度に該当させ、全額無料となっております。

さらに、乳幼児医療制度に該当した場合には、扶養者の所得税課税の有無及び乳幼児の年齢によって二分され、所得税課税なしもしくは3歳未満の場合には医療費の全額が無料となっており、所得税課税ありの場合には外来で1日530円、入院で1日1,200円などの一部負担がございます。本市においては、この県の乳幼児医療制度に準じて実施しているところであります。

御案内のように、現行の乳幼児医療制度は、平成18年7月に所得制限額が改正されております。制度改正前と改正後とで、該当人数にどのような変化が出ているかとの御質問でございますが、平成19年3月末の現行制度該当者は2,435人で、市全体の同じ年齢人口に対する該当率は89.4%となっております。一方、制度改正前の平成18年3月末では該当率93.2%であり、3.8%の減、人数では105人ほど減少しております。

また、県内他市の状況であります。御指摘もありましたけれども、独自の事業としてゼロ歳から6歳の対象全年齢について所得制限を撤廃している市が4市、ゼロ歳のみ、もしくは2歳児までの所得制限を撤廃している市が3市、県と異なる制限額を設けているのが1市、本市と同様に県の制度に準じている市が5市と、県内13市においてもその対応がばらばらな状況にございます。

ゼロ歳から6歳までの就学前の乳幼児全員が医療費の無料化が受けられるよう本市においても独自に取り組むべきではないかとのことでございますが、県では本年度を乳幼児医療制度の事業評価期間と位置づけており、アンケートや会議等を通して制度評価を進めていることから、県の制度改正を見守りながら、本市も県と同じ制度の中で対応をして、市単独の事業は考えていないところでございます。

以上です。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 大谷教育委員長。
〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 中学校給食に関してお答え申し上げます。

昨年度、寒河江市の教育のあるべき姿について考えていただくために、市内の各種団体関係の代表者で構成された寒河江市教育振興計画検討委員会に諮問いたしまして、あらゆる角度から議論をいただき、その答申を得て、寒河江市教育振興計画を策定したところでございます。この寒河江市教育振興計画の中の大きな柱として、「いのちと心を育む食育を推進するまちづくり」を掲げており、家庭、学校、地域が連携した食育の推進を図ることとしております。

この中で、食育の推進と学校給食に関しましては、中学生の時期だけで申しますと、中学生の時期は心身の発達が著しく、自分を取り巻く人間関係などを多感にとらえる重要な時期でもあり、家族とのかかわり、自身の自立、役割の認識など、中学生期に会得する時期であって、その中で基礎的な生きる力を学び、それが実践できる能力と力を養う年齢だと考えており、これらの体験、経験の場を与えられるのは家庭であり、家族であり、愛情やぬくもりを感じ、その中で実践されることが望ましい姿ですと、このようにしております。こういう理念のもとに、学校給食は、小学校が自校調理方式の完全給食、中学校においてはこれまで同様、ミルク給食を実施していくこととしております。

寒河江市教育振興計画は、第5次寒河江市振興計画における人づくり、まちづくりの基本方針を踏まえて、新しい時代に対応できる教育に関する基本的施策として策定したものでございます。したがって、御質問の中学校給食を求める市民の声にどうこたえていくのかということですが、中学校給食はこの教育振興計画のとおり、これまで同様ミルク給食として、家庭の事情などによりどうしても弁当を持参できない場合でも、生徒が安心して通学できる教育環境をつくるために、今年度から新たに希望者に対する弁当販売あっせん事業を実施してまいります。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時05分

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。佐藤陽子議員。

○佐藤陽子議員 第1問にお答えいただきましたので、第2問に移らせていただきたいと思います。

乳幼児医療費の無料化については、市長は、寒河江市独自の施策をする考えはないと、県のこれからの動向を見守っていきたいというようなお答えでありましたけれども、ほかの無料化をしているところというのは、県に先立って実施をしているわけですね。県の制度でも国の制度を先取りしてやっているということでございまして、本来ならばやはり国で乳幼児医療費の無料化を制度として確立すべきだというふうに私も思います。

しかし、こういうふうにして県が市、さらに県に上乘せをして各自治体がやっているということは、それだけ子供の少子化対策、あるいは乳幼児が健全に育ってほしいという、そういう思いから先取りをして実施している市町村が多いということだというふうに思います。

寒河江市の場合も、制度改定前と改定後とでは3.8%の方が制度に該当しなくなると、105人の方が制度から新たに外れるというようなことがあったわけです。今、子育て中のお母さんたちというのは、非常に大変な思いをしているんですね。

きのうの新聞にも出ておりましたけれども、厚生労働省の調査によれば、05年の1世帯当たりの平均所得が563万円で前年度よりも2.9%減っていると、平成に入ってから最低だというふうな記事が出ておりました。それで、半数以上の家庭が「生活が苦しくなった」と答えているということです。殊に高齢者世帯とか小さい子供を抱えている若い世代にとっては、大変な生活苦だと思います。

ことしからは定率減税が全廃になります。また、住民税の増税が、さらに負担がふえることによって大変な状況が出てくるというふうに思います。所得要件に該当するかしないかということは、本当に紙一重だというふうに思うんです。該当する人は助かるんですけども、該当しなくなったという人にとっては大変な負担増につながるわけですね。

今の、ただいま新宮議員からも質問があったわけですが、人口をふやすためにはやはりさまざまな工夫が要ると思いますけれども、やはり若い世代が寒河江に定住するためには、子育てしやすい住環境、あるいは子育て支援対策、そういうものがぜひ必要だというふうに思います。子供を安心して産み育てられる環境整備、これはぜひとも必要だと思います。国や県の制度をまつまでもなく、少子化対策の一つとしてやはり乳幼児医療費の無料化、就学前までの全乳幼児が無料化に当たるようにやはりすべきだというふうに私は考えるところです。

このことについて、改めてお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、一番病気にかかりやすいのが、年齢的には1歳から3歳ぐらいの子供が一番病気にかかりやすいんですね。その子供たちだけでも所得制限なしで全員が無料化に該当するように、そういうことは考えられないか。ほかの市町村でもゼロ歳児から3歳児までの無料化というようなことをやっている自治体もあるわけですので、ぜひそういうことでは考えていただきたいというふうに思います。改めて市長の见解を伺いたいと思います。

それから、給食についてですけれども、まず冒頭に伺いたいんですけども、きょうの山形新聞に弁当販売方式の記事が出ておりました。6月4日から弁当販売方式を導入する、この中に市内中学校給食、市内の中学校給食に県内初めて弁当販売方式を導入すると。「中学校給食」というふうな表現になっておりましたけれども、教育委員会はこれまで「中学校給食ではない」というようなことを言っておられましたけれども、この記事との整合性はどうかということで、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、これまで教育委員会が、給食については、寒河江市の振興計画の中にもこの理念が書いてあると。その理念のとおりだということで「給食は実施しない」ということを言っておられます。教育委員会の理念は、子育てに対する理念は、私も同感でございまして。ですけれども、それが中学校の給食を実施しないということとは結びつかないのではないかとこのように思います。

これはこれまでも何度も、この議場でも議論をしてきたことでもございまして、私、初めて当選したのが平成3年だったんですけども、その平成3年の初議会から給食問題については質問を繰り返してまいりました。私以外にも共産党の議員、あるいは社民党の議員もこの議場での給食の質問をしてまいりましたけれども、いつも教育委員会の答弁は決まっております。

この間の経過は皆さん御存じだと思いますけれども、二度にわたる署名運動や請願をしておりまして、一度は請願が議会で、この議会で満場一致で採択をされて、生徒や父母たちへのアンケート調査などを経て検討委員会が設置されました。その検討委員会は2年半をかけて検討した結果、「中学校給食の必

要性はない」ということで、しないということになったわけですが、その後も給食に対する市民の要望というのは、本当に消えることがなく続いているわけです。平成15年には、1万5,000名の署名を添えて請願をしたんですけれども、これは議会で不採択をされたという経過があるわけです。

私は、これまでの議事録をずっと読み返してみたんですけれども、教員委員会の答弁は毎回同じ答弁を繰り返しております。市民の声がどんなに強かろうと、住民の声に耳をかそうという姿勢とか、調査をしようとする考えは持っていないくて、教育委員会の考え方がこうだからこうなんですと、寒河江市の教育はこれが一番なんですというようなお答えだったというふうに思います。ですけれども、これは給食をしてほしいという市民の願いと、教育委員会がこういう理由で給食を実施しないという理由は平行線をこれまでずっとたどってきたわけですね。ですけれども、私から見ればこの教育委員会の考え方、これは絶対正しいんだからだれが何と言おうと曲げないといったような、かたくなな態度にしかとれないわけです。

給食に対しては、これまでも、これからもその態度を続けるという教育委員会の考え方、それはもう市民には通用しなくなっているということを私は先ほども申しあげました。ですから、これは平成11年ですね、平成11年9月議会でこれまで、今回勇退された遠藤聖作議員が、給食を実施しないとした教育委員会の結論をもう一度検討する必要があるのではないかというような質問をしております。それにもかかわらず、そういうことには一顧だに耳をかさないというような態度でこられたわけですが、やっぱり給食に対する親と教育委員会の考え方というのは乖離があるわけですが、それを歩み寄っていくというか、本当のところはどうなのかということをやっぱり調査したり、検討したりする必要があるのではないかというふうに私は思います。

昨年の12月議会で遠藤聖作議員が質問しておりますけれども、学校給食法に照らしても、教育委員会がとっているこれまでの姿勢というのは住民を無視した態度ではないかということで追及をしているわけですが、やはり私は寒河江市全域にわたって教育をしていかなければならない教育委員会の立場として、やはり住民の考え方、あるいは生徒たちの思い、そして学校教師たちがどのように思っているのかというようなことを調査をするというような立場に立つべきではないかというふうに考えますが、その点についていかが考えていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思います。

以上、2問です。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

国の方も制度の改正といいますか、考えておるようでございますし、県も先ほど答弁申しあげましたように、いろいろ調査なり検討をしておるようでございますので、それらを見守りながら考えてまいりたいと、このように思っております。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 私の方から、概括的なことをお答え申しあげて、具体的なところは教育長並びに担当の方から補足してもらうというふうにしたいと思います。

先ほど、教育振興計画の策定のプロセス、それからその考え方については御説明申しあげました。すなわち、家庭・学校・地域が連携した食育を推進するんだという考え方の中で、今何が子供たちに必要なのかということに思いをいたしながら教育振興計画を策定したわけであります。ぜひ、これだけのページ数の計画でございます。全文を、できましたら食育の項ということではなくて限定せず、計画全体をお読みいただければありがたいというふうに思います。

これは、今までの多くの計画にありましたように、これは社会教育、これは学校教育、これは地域の活動というふうに分けたものではございません。非常に縦横入り交じった形での計画であります。これは、今まで何回かお答え申しあげましたように、子供たちをみんなで、さまざまな切り口から子供たちを立派に育てていこうという考え方であります。これはこっち、これはこっちというふうなすみ分けは考えませんでした。ぜひ、全文をお読みいただき、精神を御理解いただければ大変ありがたいなというふうに思い、お願い申しあげたいというふうに思います。

それでは、具体的なことは教育長の方からお答え申しあげます。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 芳賀教育長。

○芳賀友幸教育長 お答え申し上げます。

一番最初に、弁当販売あっせん事業のことについてでございます。

教育委員会で実施しようとしている弁当販売あっせん事業は、あくまでも家庭の事情で弁当が持ってこられないという子供さんのために、学習環境の整備という観点から実施するものでございます。御理解をいただきたいと思います。

さらに、中学校給食に対する教育委員会のこれまでのお答えについて、さまざまございましたけれども、昨年11月に策定しました今回の教育振興計画、本市の教育の今後10年間のあるべき姿という基本的な方向性をお示ししたものであります。その中で、中学校給食のあり方についても、市内の各団体、各層の代表者の方でつくった検討委員会の中で御議論をいただいたところであります。その中で策定した教育振興計画、今後10年間にわたって、まずはこの計画の具現化のために精いっぱい、教育委員会としては力を入れてまいりたいと考えております。したがって、改めて調査というものは、今のところは考えてございません。

以上でございます。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤陽子議員。

○佐藤陽子議員 乳幼児医療費については県の制度を待つということで、その域から一步も出ないというふうな回答でございました。

でも今、国民健康保険に加入している方が非常に多いというふうに思いますけれども、この国保税を滞納している家庭もふえているというふうに聞いております。1年以上保険料を払わない家庭に対しては資格証明書が発行されるというふうになっているわけですが、この乳幼児のいる家庭、資格証明書を発行されている家庭の中で、乳幼児のいる家庭はないのかどうかですね。

乳幼児のいる家庭への資格証明書を発行しているとすれば、それは子供の命にかかわるということにもなりかねない、非常に大変な事態になることが予想されるわけです。ですから、子供さんのいる家庭……、発行されているというふうになれば、これは大変なことになるわけですが、寒河江市の場合はどういうふうな取り扱いになっているのか。子供さんがいる家庭への資格証明書の発行は、これは取りやめるべきだというふうに思うわけですが、その点、寒河江市の対応がどのようになっているのか、伺いたいと思います。

それから、中学校給食の問題については、これまでの域を出ないというふうに私は考えているところでございますが、しかし、この寒河江市の教育振興計画の全体に網羅されていることについては、私は本当にこれは必要なことであり、またこれを推進することに努めなければならないというふうに考えております。

しかしながら、この中にあります食育についての項には、食育として「弁当販売方式」というのが載っているわけです。お母さんたち、市民の望んでいるのは全体的なものを了としても、この給食に対する弁当販売方式、あるいは給食を実施しないということについては納得がいかないということを言っているわけです。これまでも何回も申しあげました。ですから、こういう絶対に譲らないという態度ではなくて、やはり何らかの意識調査、あるいはそれでは別な方法としてこういうことがあるのではないかというようなことで考えてみるという、検討するという、そういう態度は持てないのかどうか、それを再度お尋ねをしたいと思います。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 乳幼児を抱えている世帯で、資格証明書が発行されている数がどのくらいあるかということでございますけれども、私のところにはそういう資料を持ち合わせておりません。担当課長も調査しないとわからないのではないかなと思いますけれども、承知をしておれば担当課長の方から答弁させます。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 健康福祉課長。

○斎藤健一健康福祉課長 わかる範囲でお答え申し上げます。

国保税の滞納者に対しましては、滞納者の措置の審査会がございまして、その滞納の期間によりまして資格証なり短期医療証を交付するというような一つのルールがございます。

ただ、今議員がおっしゃられましたようなケースについては、手元定かでございますが、乳幼児医療なりそういうふうなケースの国保家庭がございましたら、それにつきましては資格証ではなくて、短期医療証の交付の方向なりを検討して、審査会の中で医療にかかることをできるだけ可能なような配慮をするというような対応をしているところでございます。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 教育振興計画の具現化にかかわってくる御質問というふうに受けとめました。教育長の方から答えさせます。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 教育長。

○芳賀友幸教育長 お答えします。

教育振興計画は、実質的には今年度が初年度という計画であります。せっかく市民の皆さんの英知を結集してつくってもらった教育振興計画でございますので、まずはこの計画の具現化のため全力を傾注してまいりたいと考えております。

そういう観点の中から、中学生の中でどうしても家庭で弁当ができない、家庭の事情で持ってこられないという方については、弁当販売方式を導入していこうということで去年から準備をしまして、今月の6月4日から実施をしていきたい。これも、教育振興計画の中にある計画の具現化のためにやってまいりたいということで考えているところでございます。御理解をいただきたいと思います。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤陽子議員。

○佐藤陽子議員 これ以上もうここで議論をいたしましても、一步も前には進まないというふうな考え方を、私は感じを受けたわけですが、私がこれまでこの議場で16回の質問を繰り返してきたということは、私利私欲、あるいは党利党略のためにやっているものではありません。選挙のたび、またアンケートの調査の結果などによりますと、本当に市民の方が給食を望んでいる、そういう背景があって私はこれまでやってきたわけです。

教育委員会が、「考え方を変えるつもりはない」というようなことをおっしゃっていますけれども、やはりこういう教育委員会のかたくなな態度というのは、市民には絶対に受け入れられないものだというふうに私は思います。何とかこの打開法、打開策を教育委員会の方から考えていただくべき時期ではないかなというふうに思っております。

私は、市民の要望がある限りこの場で、またこれからもこの問題を取り続けて、市民の皆さんとともに実現に向けて頑張ってまいりたいということを申しあげて、私の質問を終わります。

木村寿太郎議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号5番について、7番木村寿太郎議員。

〔7番 木村寿太郎議員 登壇〕

○木村寿太郎議員 私は、緑政会の一員として、通告してある課題について質問いたしますので、答弁をよろしくお願いいたします。

通告番号5番、寒河江中央工業団地の企業立地についてお伺いいたします。

国内の経済は緩やかに回復しつつあり、中央における雇用情勢なども順調なようですが、求人倍率を見ても3月末で全国では1.03であり、県内においては0.96、寒河江管内では0.77となっているようです。どちらかという自動車関連やIT関連業種で少しは好況を呈しているものの、構造的な抑制傾向が続く建設関連業では依然として低調な傾向にあるようです。業種により格差が出ているようであり、やはり個人消費が伸びてこないとまだまだ体感温度が低いような感じがいたします。

さて、寒河江中央工業団地は、昭和45年、工業立地法に基づき工業適地指定を受けてから、翌年の昭和46年4月よりテーピ工業さんと東北グンゼさんの2社が創業以来、36年を経過しようとしております。その間、第3次拡張まで行い、総面積が152ヘクタールまでに成長していることは御案内のとおりでございます。高度成長からバブル崩壊や低成長時代への転入や、目まぐるしく経済状況や経済環境の変化がありましたが、現在では着実な発展を見せ、企業数にして78社、従業員にして3,600人を超え、市単独の事業としては県内だけではなく、東北有数の工業団地として成長を果たしております。

昨年度から始まりました本市の第5次振興計画基本構想では、「活力ある工業の振興と雇用の創出」、そして「地域経済の活性化と新たな産業の創出」、さらなる本市発展の礎を築こうとしているわけです。雇用の場を創出することは定住につながり、ひいてはより美しく、より豊かに、より元気になる寒河江が築かれるものと私は確信しております。

いろいろな統計によると、本市における昭和45年の製造出荷額が、当時128億円だったそうです。それが、平成17年には1,347億8,000万円で約10.5倍に成長しており、その数字が全部までとはいかなくてもこの成果を見ると、中央工業団地が本市産業経済の発展に果たす役割は極めて大きいものと思われます。

そこで、3点についてお伺いいたします。

一つは、総面積が152ヘクタール、企業にして78社、従業員にして3,600人、そしてパート・アルバイト、派遣社員などを入れると4,000人を超す大所帯に成長してまいりましたが、工業団地の本市に対する経済効果は、はかり知れないほどかと思われます。その中でも、固定資産税、市民税、その他の税を含んだ税収効果やその他の波及効果はどれぐらいで、どのように変化してきたのか、お伺いいたします。

さて、今、雇用形態が大きく変わってきております。非正規雇用者と正社員との格差は開く一方で、世の中のひずみがますますエスカレートしている状況です。新聞報道などによると、正規の職員や従業員に対し、パート・アルバイト、派遣社員など短期契約で働く人たちを「非正規雇用者」と呼ぶわけですが、2006年の統計などによると、その数は全国で1,600万人を超え、勤労者全体の30%を占めるまでになったと言われております。

そのほかに、仕事にも学校にも行かず、求職活動もしない「ニート」が64万人もいるとのこと。特に現在、25歳から35歳までの年齢がバブル崩壊時の就職する時期であり、いわゆる「ロスト・ジェネレーション」と言われるこの年代が多いとのこと。組織や会社になじめない若者がこの調子でふえ続けたら、この国は一体どうなっていくのか、全くゆゆしき問題であります。

そこで、二つ目をお伺いいたします。

このような現象が、本市にも見受けられるのでしょうか。そして、この中央工業団地に就労している方々の年齢層や男女の区別や定着率、どこから勤務しているのか。市内はもちろん、西村山郡、その他の地区外などに分けられるかと思えます。そして、工業団地が立地したことにより雇用形態がどのように好転してきたのか、お伺いいたします。

今、全国の自治体が売れない工業団地の処分、いわゆる氷漬けに困っているのが現状でございます。やはり工場などの海外移転が進み、バブルが崩壊し、工場立地がどんどん下がり過去最低となり、一方

ではバブルの最盛期に高額投資したために起債の償還や金利支払いに困り、早期処分のための大幅値下げをするケースが相次いでいるのが現状でございます。供給側である企業が、この反応に対してももう一つ鈍いものがございます。

従来、分譲だけだった工業団地でしたが、初期投資を抑えたい企業のニーズに合わせ、最近賃貸制度導入がふえており、全国で30以上の県や市に及び、九州のある市では「工業団地をワン・コインで」というセールス・テーマで、1年間の賃貸料を1平方メートル当たり100円にしております。そして、基本条件は地元から15人以上雇用するだけという、そういう条件だけだそうでございます。企業が来れば税収、雇用が期待でき、土地を遊ばせておくよりはまだまだましであるという苦し紛れの結論のようでございます。

それに比べ本市の中央工業団地は、昭和46年に企業進出以来36年を経過し、その間第3次拡張まで行い、順調に推移し、完売に近いと先ほどお聞きしたとおりでございます。企業取引はお互いの信頼関係があって初めて成り立つわけで、このような経済状況下で短期間で継続的な契約を取りつけるのは本当に難しいと思います。本市においては市長を筆頭に、企業進出に情報を得ようとする粘り強い営業努力の成果と改めて敬意を表するものでございます。

そして、三つ目にお伺いいたします。

先ほどの新宮議員との質問とダブる部分があるかと思いますが、本年度より22ヘクタールの第4次拡張を予定しているとのことですが、どのような計画で、現在はどうのような進捗状況なのか。もう既に引き合いが少しでもあるのか。これまで30数年を経過し、この地にはどのような業種の企業が合っているのか。そして将来はどんな業種の企業を誘致しようとしているのかをお聞きし、第1問といたします。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。
〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、中央工業団地の企業立地集積に伴う税収等についてでございます。

本市では、昭和49年に約41ヘクタールの第1期中央工業団地の造成分譲以来、平成元年に約54ヘクタール、平成7年に約57ヘクタールの拡張を行い、優良企業の立地に努めてまいりました。現在では、1団地の総面積152ヘクタール、立地企業数78社を数えており、特に平成元年以降の団地拡張、企業誘致により県内有数の工業団地に発展し、優良企業が立地しております。

さて、この中央工業団地造成に伴う税収効果についてでございますが、新たに企業が立地されますと、市税としては企業の土地、それから建物、設備等に対して賦課するところの固定資産税と、それから法人市民税のほかに、国税は法人税、県税は法人県民税、事業税が主なものでございます。

御質問の中央工業団地に関する税収の効果でございますが、固定資産税の平成19年度の課税状況と、法人市民税の平成18年度決算見込みにおけるところの中央工業団地に立地している賦課状況等を申しあげます。

まず、固定資産税でございますが、土地・家屋に対する平成19年度賦課状況でございますが、市全体では約19億9,000万円、そのうち工業団地にかかわるものは約3億3,000万円でございます。その割合は17%に当たります。また、生産設備などの償却資産の状況は、市全体で約5億4,000万円、うち工業団地にかかわるものは約2億1,000万円でございます。その割合は39%になります。

次に、法人市民税の平成18年度収入見込みは、市全体で約4億8,000万円でございます。うち、中央工業団地にかかわるものは約2億2,000万円、その割合は46%でございます。

次に、その他の税収についての御質問がありました。市税である都市計画税の平成19年度の賦課状況は、市全体で約3億8,000万円でございます。そのうち中央工業団地にかかわるものは約7,000万円、その割合は18%に当たります。

ほかに間接的には、ここで働く従業員の給与等に課せられる所得税、個人市県民税がありますし、さらには地元企業、農業や商業、観光などの他産業にも影響いたしまして、それに関連する税にも効果があると思っております。それらの効果によって、今日の本市のまちづくり、元気を創出できたものと思っておりますが、それぞれの税収の状況を具体的に把握することは困難であります。

次に、本市の市税の推移を申しあげますと、中央工業団地造成を始めた昭和50年度と、大規模造成を実施した平成元年度と、平成18年度決算見込み額について、それぞれの年度の総額と伸び率を申しあげますと、昭和50年度は8億3,000万円、平成元年度は35億円でございます。昭和50年度と比較しますと約4倍に当たります。それから、平成18年度の市税収入見込み額は49億円程度を見込んでおりまして、昭和50年度の約6倍、平成元年度との比較では税額で約14億円、40%の増加となっており、本市の産業発展、雇用の場の拡大、さらには定住基盤が拡充していることが具体的な市税の面にも出ているものと思っております。

次に、雇用状況等の変化についてのお尋ねがございました。

まず、本市のニートの状況について申し上げます。

厚生労働省の定義によりますと「ニート」とは、御案内のように年齢が15歳から34歳、それから卒業生、未婚であって家事・通学をしていない者、及び学籍はありますが実際は学校に行っていない人、それから既婚者で家事をしていない人となっており、労働力調査、就業構造基本調査からの推定値としては、平成14年度以降4年連続で全国に64万人と推計されております。ただし、平成18年の推計は62万人に減少しております。

本市のニートの状況についてでございますが、正確に把握する資料がありませんが、国勢調査の年齢、15歳から34歳の非労働力人口から家事・通学を除いた人口に近い推計値と思われるので、その数値を示しますと、平成7年が46、平成12年が145、平成17年が46となっておりまして、労働力人口総数の増減もありますが、増加しているとはいえない状況にあると思われれます。

次に、中央工業団地に就業している方々の状況について申し上げます。

平成17年3月末現在の正社員、3,389人についての状況であります。男女の比率は男性が3分の2、女性が3分の1であります。年齢層につきましては、35歳から41歳までが全体の50.8%で最も多く、次

に45歳から54歳までが全体の25.5%、55歳以上が12.2%、24歳以下が最も少なく11.5%となっております。

それから、出身市町の構成につきましては、寒河江市が42.4%と最も多く、西村山管内の町全体では25.1%、個々の町では河北町が7.6%、西川町4.6%、朝日町4.1%、大江町8.8%となっております。また、西村山管内のほかに高い値を示しているのが山形市9.9%、天童市7.1%、中山町4.5%、東根市3.39%となっております。

市全体で、パートタイマーや派遣社員など非正規雇用者の調査はありませんで、雇用形態がどのように変化しているかについては不明であります。本市の製造業における統計資料によりますと、事業所数、常用労働者数、正社員数については毎年わずかながら減少してきており、反面パート・アルバイト、出向、派遣受け入れ等について増加している傾向があります。

それから、不況の時代にあっては、人件費削減の必要から非正規雇用が進められたと言われておりますが、最近の景気回復の傾向や団塊世代の退職時代を迎える中、企業の存続、事業活動の拡大のためにも、人材基盤の強化に関心が向けられるものと期待しております。

次に、第4次拡張についてでございますが、先ほど申しあげましたように、本市の中央工業団地はこれまで3次にわたり拡張してきました。現在は、約152ヘクタールに及んでおります。その中で残っている分譲可能面積は約9ヘクタールであり、分譲率としましては約93%であります。新たな工業用地の需要にこたえ、本市及び西村山郡の住民の雇用の場の確保、さらには本市及び本県の産業の振興のために、新たにテーピ工業の南西側、約22ヘクタールを第4次拡張として造成すべく、手続に入っております。

御案内のように、計画地は農業振興地域の農用地区域でございます。したがって、本市が定めている農用地区域からの除外を行わなければなりません。その手法につきましては、現在、県や農政局と協議しているところであります。結果的にはこれまで、第3次までやってきた手法であります農村地域工業等導入促進法に基づく工業団地として農用地区域から除外することが、最もよい方法だと考えております。この協議が順調に進めば、本年度中に事業に着手できるのではないかと考えております。

造成事業主体は、これまででもやってきたとおり土地開発公社にさせていただく考えてございます。その場合につきましても、これまで同様、用地の一括買収は行わず、企業の進出動向を踏まえ、企業の意向に合わせた買収造成を行う、いわゆる寒河江型のオーダーメード方式で行うよう公社に申しあげることと考えております。

なお、この地区を工業団地として計画することに対しましての地権者への説明については平成18年中に行い、ほぼ100%に近い同意を地権者から得ているものでございます。

それから、第4次拡張分の用地に対する企業の引き合いについてでございますが、この地にどのような業種の企業を誘致しようということもあわせての質問がありましたが、引き合いとしては好感触を得ている企業もあります。企業との信頼関係等もありますので、具体的な社名については差し控えさせていただきます。

また、誘致する業種につきましては、本県の産業集積と同様、精密機械器具製造業や電子機器製造業、食料品製造業など、幅広い業種の誘致を考えておるところであります。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。木村議員。

○木村寿太郎議員 第1問に対して、本当に懇切丁寧に調査いただきまして、御答弁をいただきまして、ありがとうございました。

これを見ましても大体、全体の金額的にも税収効果としては合計で8億3,000万円ぐらい、もう市税の大体4分の1ぐらいは占めているわけですが、この調査の中でもやはり一番大変だったのが、償却資産の調査ではなかったかと思います。今、やはりほとんどリース契約を結んでいるのが結構多いんですね。そんな中から、個人情報もありますし、そんな形で調査してもらったことに、大変感謝申し上げます。

そのほかにも住宅の環境や、その立地した会社にお客さんとしていらっしゃる方が結構いるわけですが、交通機関を使って、またそれに伴う接待や飲食、そこに仕入れをする業者の方、そして宿泊関係、そこに働く従業員、そして先ほど税金の中に出てこなかった個人市民税なんかを加えれば、相当な波及効果があるのではないかと想像できるわけでございます。そういった意味からとりましても、本当に貴重な御答弁ではなかったかなというふうに感心しているところでございます。

本市におきましても、コンピューターもバージョンアップしたわけでございますので、ぜひ今度はいつでも出せるようなコンピューターのソフトをつくっていただいて、いつでも出せるようにしてもらえれば大変ありがたいなと思っているところでございます。

それから、雇用の形態の中で、答弁の中で、今から36年前、テーピ工業さんが来たときには、一次産業の盛んな時期でございましたので、テーピ工業さんは男性型の企業ということで招致したかと思えますけれども、先ほどの御報告の中にもありましたように男性が3分の2、女性が3分の1ということで、それで年代的にも35歳から41歳の方々が大体50%ということで、理想とする形態に近づいてきているのではないかなというような感じがしております。

30数年たって、工業団地も152ヘクタールになったわけでございますけれども、その中で今までに環境汚染問題とかそういう問題が発生しなかったのか、まずお伺いしてみたいと思いますし、それからここ何年かでいろいろな撤退した企業もあるわけでございますけれども、先ほどの答弁の中にもちょっと出てきましたけれども、どんな理由で、もしわかる範囲で結構でございますけれども、どんな範囲で、何社ぐらいあったのか。そして、その後はすぐその後また立地したのか。その辺などをお伺いしたいことと、ここ10年ぐらいで相当の企業が立地しているわけでございますけれども、どんな企業で、どんな形態が多いのか。その辺もお聞かせいただければ大変ありがたいですし、2問といたします。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 企業を誘致し、それから立地していただくためには、いろいろな角度から調査しております。

そしてまた、公害という分野につきましては特に注意を払っておるわけございまして、産業廃棄物関係とか、それから公害が予想されるようなメッキ工場とか、そういうことは誘致しないという考え方でこれまで来ておるところでございますので、今まで公害の発生ということはありませんでしたし、これからもそういう事態は生じないと、このように思っております。

それから、撤退した企業等についての数字等については、担当課長の方から申しあげたいと思います。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 企業立地推進室長。

○尾形清一総合政策課企業立地推進室長 お答えいたします。

これまでに撤退した企業数と、その理由についてありますが、これまで中央工業団地内から撤退した企業数は、7社があります。その跡地には、既にすべて新たな企業が張りついておりまして、現在のところ空き工場はないところであります。

撤退の理由といたしましては、工場の集約化によるものと、それから取引企業の海外への工場移転に伴う撤退などであります。

また、ここ10年間の立地企業数と業種であります。平成9年度から18年度までの10年間で21社が立地しておりまして、主な業種といたしましては、精密機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、プラスチック製品製造業、食料品製造業、道路貨物運送業であります。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 木村議員。

○木村寿太郎議員 丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

今までの税収効果と、そのようないろいろな御答弁をいただきまして、本当に企業を立地するための、第4次拡張をするための裏づけというものが大体わかるようになりましたので、感謝申しあげたいと思います。

そして、先月の28日ですか、山形県人口の120万人割れが目前となったり、そしてその2日後、30日には、2035年には山形県内、24%人口が少なくなりまして92万人になり、減少率が全国のワースト10に入るというような新聞の報道がありましたけれども、人口の増加を図るには、やはり雇用の場の確保と定住であろうと思います。第4次拡張が早期に行われまして、この市の活性化に結びついてほしいものだと思っているところでございます。

以上、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐藤 毅議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号6番について、9番佐藤 毅議員。

〔9番 佐藤 毅議員 登壇〕

○佐藤 毅議員 私は、緑政会の一員として、市民から寄せられた提言や意見を踏まえ、少子化対策について質問いたしますので、よろしくお願いします。

少子高齢社会の到来については、数年前から論議されておりますことは御案内のとおりであります。

さて、本市の少子化の実態となる人口動態について、これまで縮刷版としての市報等で調べた結果を申しますと、昭和58年の人口が4万1,957人、世帯数が9,952世帯、小学校の児童が3,590人、これは1学年当たり598人でありました。中学生が1,722人となっております。そして、平成5年の人口が4万2,744人、世帯数が1万626世帯、小学校の児童が3,267人、これは1学年544人であります。中学生が1,731人と。そして、平成17年の人口が4万4,184人、世帯数が1万2,631世帯、小学校の児童が2,590人、1学年当たり432人であります。中学生が1,421人となっております。20数年間で本市の人口が2,227人、そして世帯数が2,679世帯と増加しております。

このことにつきましては、寒河江市がいかに住みよいまち、住みやすい環境づくりをしてきた結果と考えられます。改めて、本市のまちづくりのかじ取りによる定住人口の増加に結びついたものと感謝するものであります。しかし、小学校の児童数がわずか20数年で1,000人、1学年当たり167人、中学生が310人、1学年当たり103人が減少しております。このことが、寒河江市における少子化の現状と考えられます。

本市として、昨年策定した第5次振興計画基本構想の中で「少子高齢社会の到来と進展」の項目の中で、全国的に人口減少社会を予測し、本市も例外ではないとしております。このことにより税収の減、高齢者の増に伴う福祉・医療費の増などで現在の住民サービスの維持困難予測などに結びつくことが懸念されるとしてしております。その対策としては、交流人口の増加を図り定住人口を誘導し、人口増加を図る、また仕事と子育て両立支援策として保育所や学童保育の充実などの計画があるようであります。

さて、少子化の要因は非婚化、結婚しないこと、晩婚化と晩産化による出生率の低下であると考えられます。昨年発表されました特殊出生率、全国の特出生率が1.25と過去最低となった。さらに、山形県は1.39で、前年度に策定した「やまがた子育て愛プラン」の指数の1.47より低く、早くもダウンしたと報じられておりました。国においても、少子化問題がクローズアップされております。柳澤厚生労働大臣の「女性は子供を産む機械」の発言は、まだ記憶に新しいものと思っております。

本市では、少子化対策を行っておりますが、子育て支援事業などであると思っております。先ほど申しあげました20数年間の人口動態で、小学児童1,000人の減少となっており、少子化対策の効果がなかなか上がらない現状となっております。

そこで、本市の場合、合計特殊出生率が示されておりませんが、どのような数値になっているのか、お聞きしたいものであります。そして、少子化の一つの要因であります結婚適齢期の未婚者が年々ふえているようでありますけれども、男女別に数字がわかれば教えていただきたいと思っております。

全国的にこの少子化対策としてこれまで取り組んでいる事業、それから取り組もうとしている対策などについて、マスコミなどで報道された中から一部について御紹介申し上げます。

自治体によるお見合い事業についてでありますけれども、以前からあったようであります。これは、農村の嫁不足に悩む市町村が、結婚相手を望んでいる独身男女に出会いの場を設けるのが中心であったと。合同見合い、そして国際結婚という新語が生まれたようでありました。

最近、全国的な未婚、または晩婚、非婚化を背景に、山口県の結婚適齢期の人たちの「結婚しない理由」を調査したという報道がありました。そして、最も多かったのは、「相手と知り合う機会がない」と答えたのが31%となっております。

これらの調査結果を踏まえ、独身男女に向け自治体が出会いの場を設けたり、お見合いイベントの主催者に助成金を出したりしているのかについて調査したという新聞の報道もありました。その結果、我が山形県知事は「少子化対策は決め手がない。行政がやれば民間も誘発され、出会いの場が多くなると期待できる」と。それから、栃木県知事でもありますけれども、「結婚願望をかなえてあげられるように、

県として出会いの場の提供を来年度予算に組めるようにしたい」と。このほか福井県、茨城県、新潟県、兵庫県、福岡県、さらには北海道なども実施している、また実施しようとしているところであります。

そこでお聞きしますが、本市における未婚者たちも、相手と知り合う機会がない理由で結婚できないのではないかと考えられます。しかし、出会いの場づくりのお見合い事業などは、行政では踏み込みにくい分野であると思われます。

そこで、市民の中でこの件に関心のある方、また協力できる方などを「結婚相談員」、これは仮称ですが、相談員として委嘱とかお願いとかし、少しでも相手と知り合う機会がない、この理由を取り除けるのではないかと考えます。そして、本市の少子化対策として、未婚者の縁結びの神様となるのではないかと考えられますが、市長の御見解をお伺いし、第1問といたします。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市の合計特殊出生率は、山形県の人口動態統計によりますと、平成17年度は1.62となっておりまして、ここ数年ほぼ横ばい傾向でございますが、全国及び山形県の合計特殊出生率はともに逡減傾向に歯どめがかからず、年々減少傾向にあるようでございます。

それで、御質問があった本市の合計特殊出生率の数値目標でございますが、具体的数値は設定しておりません。

また、本市における30代、40代の結婚適齢期の男女別未婚者数の御質問もございましたが、住民基本台帳から年代別人口は取り出すことができますけれども、未婚とか既婚別は取り出すことが不可能でございますので、年代と男女別を申し上げたいと思いますが、30代の男性は2,458人でありまして、男性全体の11.59%に当たります。それから、30代の女性は2,418人、女性全体の10.85%、それから40代の男性は2,639人、男性全体の12.44%、40代の女性は2,648人でありまして、女性全体の11.89%となっております。

それから、男女の知り合いの機会をふやすために、結婚相談員についてと、こういう話ございましたが、御案内かと思いますが、本市では昭和52年から、すなわち今から30年前になるわけでございますけれども、市民相談の中で結婚に関する相談が数多くありましたことから市内の各地区に1名ずつ、8地区で8名の結婚相談員を委嘱し、結婚相談所を開設しまして、仲人としての愛の橋渡し役として活動されました。最盛期には20名程度の結婚相談員体制をとって対応してまいりましたが、時代の移り変わりと、若者の結婚観も変わりまして、昭和60年以降は結婚相談員による結婚成立は皆無でありまして、それ以後については、この相談員制度も自然消滅の状態になっております。

また、農業の担い手の若者と女性との交流パーティーなども行いまして、出会いの機会づくりに努めたこともありました。本県は、全県的にこの問題も抱えておりますので、山形県におきましては昨年度から、結婚しやすい環境づくり推進事業を実施しております。

結婚は、基本的には当事者自身の選択にゆだねられるものであると考えておりますが、今後は県を初め、広域的な連携の中でより効果的な事業を何かありますればと思っておりますし、それらを活用する方向を考えなくてはならないと、こう思っております。

何にしましても、今後とも若者が住みたくなるようなまちの構築に向けて、環境づくりに努めてまいりたいと、このように思っておるところでございます。

以上です。

平成19年6月1日（金）

○伊藤忠男議長 佐藤 毅議員。

○佐藤 毅議員 大変ありがとうございました。

質問そのものは、行政としての対応が非常に難しいことも存じております。しかし、少子化そのものはどんどん進んでおります。そんなことで質問をさせていただきました。

今、先ほど1問の中でも、都道府県の対応について若干申しあげましたけれども、市町村自体でやるというのは、なかなか今狭くて、この出会いをさせていくというのも非常に困難であると、こういう報道もなされているようであります。ひとつ、インターネットで交際する人も出てくるであろうし、それから結婚そのものは個人の自由というか、そういうことであろうかと思えますけれども、もし結婚したくてもできない人がいるんでないかということで質問させていただきました。

将来、この結婚しない人たちがどんどんふえてきた場合、農地は、例えば農業者の未婚の人が年とってきた場合、荒廃農地となってきたり、さらには亡くなった場合、例えば財産の住居を持っている人であれば相続人がもしいなかった場合、その家屋そのものが廃屋となって隣近所の環境悪化にも結びつくのではないかと、こんなふうな懸念がされます。

そんなことで、行政ではなかなか大変であろうかと思えますけれども、こういうことを訴えておかなければならないのではないかなということで考えておりました。

そういうことでひとつ、これから県の方でもいろいろ考えているようでありますので、ぜひそういうことに対して寒河江市としても特段の御配慮をしていただきたいということで、進めていっていただきたいということで、第2問として質問を終了させていただきます。

本当にありがとうございました。

平成19年6月1日（金）

散 会 午後1時25分

○**伊藤忠男議長** 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年6月4日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1 番 伊 藤 忠 男 議員
 3 番 辻 登 代 子 議員
 5 番 杉 沼 孝 司 議員
 7 番 木 村 寿 太 郎 議員
 9 番 佐 藤 毅 議員
 11 番 鈴 木 賢 也 議員
 13 番 新 宮 征 一 議員
 15 番 佐 藤 暘 子 議員
 17 番 那 須 稔 議員

2 番 石 山 忠 議員
 4 番 工 藤 吉 雄 議員
 6 番 國 井 輝 明 議員
 8 番 鴨 田 俊 廣 議員
 10 番 柏 倉 信 一 議員
 12 番 松 田 孝 議員
 14 番 高 橋 勝 文 議員
 16 番 川 越 孝 男 議員
 18 番 石 川 忠 義 議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長
 安孫子 勝 一 収 入 役
 奥 山 幸 助 選挙管理委員会
 那 須 義 行 総務課長（併）
 秋 場 元 選挙管理委員会
 尾 形 清 一 総務課長
 布施 崇 一 総合政策課長
 犬 飼 弘 一 総合政策課企業
 佐 藤 昭 立地推進室長
 有 川 洋 一 市民生活課長
 鈴木 英 雄 建設課長
 今 野 要 一 都市整備室長
 兼 子 善 男 下水道課長
 工 藤 恒 雄 商工観光課長
 兼 子 良 一 会計課長
 生 涯 学 習 生 涯 学 習
 振 興 一 課 振 興 一 課
 監 査 委 員 監 査 委 員
 事 務 局 事 務 局

荒 木 恒 副 市 長
 大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
 佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
 片 桐 久 志 総 合 政 策 課 長
 菅 野 英 行 総 合 政 策 課 行 財
 熊 谷 英 昭 政 改 革 推 進 室 長
 柏 倉 隆 夫 税 務 課 長
 犬 飼 一 好 建 設 課 長
 安孫子 政 一 花・緑・せせらぎ
 斎 藤 健 一 推 進 課 長
 荒 川 貴 久 農 林 課 長
 芳 賀 友 幸 健 康 福 祉 課 長
 高 橋 利 昌 水 道 事 業 所 長
 安孫子 雅 美 教 育 長
 清 野 健 学 校 教 育 課
 監 査 委 員 監 査 委 員
 農 業 委 員 会 農 業 委 員 会
 事 務 局 事 務 局

○事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長
 渡 辺 秀 行 総 務 主 査

安 食 俊 博 局 長 補 佐
 大 沼 秀 彦 総 務 係 長

平成19年6月4日（月）

議事日程第3号

平成19年6月4日（月曜日）

第2回定例会

午前9時30分開議

再　　開

日程第　1　一般質問

散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

平成19年6月4日（月）

再　　　　　開　　　　　午前9時30分

- 伊藤忠男議長　おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

平成19年6月4日（月）

一 般 質 問

○伊藤忠男議長 日程第1、6月1日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成19年6月4日（月）

（第2回定例会）

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7 8	住みよいまちづくりについて 第5次寒河江市振興計画について	選挙戦を踏まえて、高齢者に配慮した移動手段について 歴史や文化財を保護・継承するまちづくりについて ①郷土館の運営と歴史文化ふるさと回帰事業について ②寒河江市史（下巻 近代編）が発刊されたが、引き続き次の通史の計画と新たな企画について ③チルドレンキュレーターズ（こども学芸員）の育成について	12番 松 田 孝	市長 教育委員長 教育委員長
9 10	元気のあるまちづくりについて 道路行政について	農業、農村の活性化をどう図るのか ①市道の保全管理と長期計画について ②切削材のリサイクルについて	14番 高 橋 勝 文	市長 市長
11	市政全般について	①政治姿勢について （イ）市議会との関係について ②「せせらぎ宣言」、グラウンドワークの取り組みなどで市民意識の向上に対する成果と課題について ③行財政改革の視点から大型プロジェクトについて費用対効果を示すこと（特に最上川寒河江緑地公園整備について） ④道路の安全対策について ⑤市立病院の位置づけと整備に向けた検討の着手について	16番 川 越 孝 男	市長

松田 孝議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号7番、8番について、12番松田 孝議員。

〔12番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民を代表し、改選後初めての一般質問を行いますので、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

最初に、通告番号7番、住みよいまちづくりについて伺います。選挙戦を踏まえて、高齢者に配慮した移動手段についてであります。

この問題については、1999年6月の定例市議会の一般質問でも取り上げたのを初めとして、これまで何度も同種の問題を提起して行ってまいりました。また、今回の市議選を通じて、その要望が根強く息づいており、その実情は選挙戦を前に共産党市議団が市民アンケートを実施した中でも切実に対策を求める市民の声が数多くありました。

この背景には、我が国が経験したことのない高齢社会に入ったということ。高齢社会に入ったということは、人口減少が生じることでもあります。山形県も2035年には推計人口は24%減少し、65歳以上の高齢者が36.3%になると言われています。本市においても、特に中山間地を中心に過疎化や高齢世帯の増加で人口減少が続いており、集落維持や生活維持が困難になってきています。

一方で、生活様式が変化したことで、都市では中心市街地が衰退し逆都市化が起きて、中心市街地に住んでいながら歩いて買い物ができる商店がなくなったことや、核家族の増加で中心市街地においても人口減少が起きています。

このような問題が相乗的にかかわり、生活圏の交通問題が市民の間で顕在化しています。こうした実態を踏まえて、地域づくり、まちづくりというものと一体のものとして新たな交通システムを構築していくべきだと考えます。そのために、今一番必要なのは、地域の実態を的確に把握することです。各地域がどういった世帯構成のうちの集まっているのか、車のない世帯がどのくらいあるのか、また通院や買い物ができない方がどれくらいいるのか、そして目的地はどの辺なのか、さらには公共交通機関からの距離など地域の実態や高齢者が求めているものを的確に調査し、高齢者の移動手段の確保という部分を検討すべきだと考えます。

この実態調査の実施と、それに基づいた総合計画を立て、新たな施策で高齢者の移動手段の具現化を図っていくべきだと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

二つ目は、地域特有の交通システムを構築しようとする、今までとは違う地域交通の考え方が必要になってきます。この場合、どうしても交通事業者との利害関係が大きな問題になってくると考えます。この利害調整を行政、事業者、NPO、利用者などを含め運営協議会を設置し、交通事業者との合意形成に向け協議に入るべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、遠隔地の高齢者に対する支援について。

田代・幸生地区は、高齢社会が急速に進展し、老人のみの世帯やひとり暮らし老人世帯もじわりじわりふえてきており、車やバイクにも頼れない世帯がふえつつあるのが現状です。山間地に居住しているからといって交通手段に過大な経済負担を強いるのでは余りにも不公平であります。これらの課題解決策として、地域の交通資源であるスクールバスを生かし、教育、医療、福祉などの異分野連携による新しい地域輸送を実証をしているところがあります。地域住民にとって、医療機関や買い物に出かける手段としてスクールバスを一般住民に開放する混乗化ができればどれほど便利になるかしれません。特殊な地域事情を考慮いただき、改めてスクールバスの多目的活用について検討していただきたいと思います。教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号8番、第5次振興計画の歴史や文化財を保護・継承するまちづくりについて伺います。

第1点目は、郷土館の運営と歴史文化ふるさと回帰事業についてであります。

この郷土館の運営や活用については、2001年9月に一般質問で取り上げ、その後も文化財保護や振興についての問題提起を行ってきました。これまで市が実施する事業の是非や廃止、それに縮小については当局が立案して議会が承認すれば問題は発生しないとされています。

しかし、最近では、この手続だけでは市民が納得しないという事例も生まれています。今年度から郷土館の開館日を土曜、日曜とし、祭りやイベント中は無料開放するとしています。財政難と入館者の減を理由に文化にまで一律効率性を追求することは、文化の衰退につながると危惧する声が上がっておりま

す。文化遺産を系統的に収集、保存する事業は、市民の歴史や文化への関心を高め、さらには次代を担う人材を養成する場として重要になっています。こうした活動は、目先の効率性やもうけだけを基準に考えれば成り立ちません。そこを支えていくのが行政の役目であり、文化活動を高めることにつながると思っております。

特に、昨年スタートした第5次寒河江市振興計画では、歴史文化の振興、文化力向上を掲げています。また、教育振興計画においても、歴史と文化を生かし新たな文化をはぐくむ人づくりを目標として目指すとしています。ところが、今回の方針は、文化行政の充実を願う市民の思いとは反対の方向に進んでいるとしか思われません。これまで多くの自治体の博物館や資料館は、予算削減されたことで展示会の回数を減らすことや規模縮小することで会館維持、存続を図ってきました。その結果、市民の文化の幅が一時的に狭まったと言われています。最近では、これらの施設を活用し、古美術や現代美術の展示、またリクエストで出展品を決めたり、各地の会館で趣向を凝らした展示会が話題となっております。

そこで伺います。

寒河江市では、文化財や貴重な資料を郷土館初め資料館やその他の施設に分散して保存していますが、市民の目線から見て貴重なものを保存するという意識が欠けているように思われます。先人が保存してきたこれらの貴重な郷土資料を今後どのような管理のもとで保存していくのか伺いたいと思います。

また、寒河江市は、郷土資料の収集に努めるとしていますが、近ごろは個人の住宅事情や継承する子孫がないなどの理由で行政に持ち込み、保存を求める方がふえる傾向にあります。これらの受け入れ対策を含め、具体的にどのような資料を収集し、それをどこに保存していくのか、具体的な計画を立て収集に当たるべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、郷土館の入館者の減少と財政難を理由に開館日を減らすとしていますが、スタートして間もない第5次寒河江市振興計画とは余りにも乖離があります。入館者が減少しているのであれば、斬新な企画展を小まめに実施するとか、その案内を周辺自治体まで広げるなど、多くの入館者を迎えるための努力を真っ先にすべきだと思います。第5次振興計画の中で郷土館での特別展、企画展の実施計画はどのように計画されているのか伺いたいと思います。

また、長岡山には郷土館や資料館があり、寒河江市の歴史や文化に関するたくさんの資料が眠っています。これらの郷土資料や文化財を活用する方法も考えてみる必要があると思います。市内には地元の収蔵等に関心を持ち研究している方がたくさんいます。それらの方々にサポートをしていただき郷土館や資料館を会場に展示、公開する事業などを展開してはどうかと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、県を初め市町村で一般市民向けに見る歴史書として図説市史が盛んに発行されています。この図説は、単に通史の要約ばかりではなく、歴史的な図や写真を通し歴史を理解する上で大変親しみやすい内容になっています。

そこで伺います。

寒河江市史編さん計画では、平成29年をめどに寒河江市史の要約編の発行が予定されていますが、具体的な企画内容と図説寒河江市史を市民向けに発行を検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

最後に、子供たちに郷土館や資料館、それに郷土資料を身近に見て触れてもらう。そして、その地域を支えてきた先人の歴史や文化を知ってもらう。そのために、未来を担う子供たちへの働きかけが不可欠だと考えています。

そこで伺いますが、寒河江市の教育振興計画では、地域の文化に触れる機会を提供するとして少年少女郷土史講座開設、また今年度から放課後子ども教室推進事業も予定されていますが、これらの取り組みの中で子供の学芸員の養成講座を設け、その後子供の学芸員による企画展など事業推進を図り、将来の来館者、サポーターを育成していくべきと考えますが、教育委員長の御見解を伺って第1問といたします。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

高齢者に配慮した移動手段についてでございます。

これまでも高齢者の交通移動手段については、高齢者の社会参加を促す観点から御質問をいただいております。高齢者の日常生活に欠くことのできない地域の生活交通をどのように考えているのかということでございますが、高齢者の移動手段としては、自家用車が普及している現在の状況から、本人を含め家族の運転による自家用車での移動が多いのではないかと考えられます。そのほかの手段として、JRや路線バス、タクシーなどを利用されている方がいるのではないかと考えております。

高齢者の移動手段ということですが、本市においては、JR左沢線を初め民間や公営の路線バス等の公共交通機関が市内に張りめぐらされており、市内はもとより市外への通学や通勤、観光などさまざまな目的で利用されており、移動の際の足は十分確保されているものと考えておりますことは、以前にもお答えしておるところであります。

また、本市において高齢者の地域福祉活動の増進を図る目的で福祉バスを配備し、各種行事への参加や研修など必要に応じて運行しており、社会活動に参加できるような環境づくりにも努めているところであります。

また、高齢者が病院や市内の主要施設等に行きたいときには、運転ができる高齢者であれば当然みずからが運転して出かけられるでしょうし、できない方も親族や友人、近所づき合いの中で送迎していただいている方もいるのではないかと考えております。しかしながら、どうしても行けないときや緊急で行かなければならないときなどは、公共交通機関やタクシーに頼らざるを得ない実情があるかと考えております。

以前は、家族の方などが送迎したりしていたのに、核家族化の進展や近所づき合いが減っていたり、さらに共稼ぎ家庭の増加や女性の社会参加によって、運転ができる若い世代の方々が家庭にいなかったり社会的な要因もあるかもしれませんが、以前より難しくなっているのかなと考えております。

本市においては、平成19年4月現在、65歳以上の方は1万951人となっており、高齢化率は25.2%となっております。高齢のドライバーが増加しており、交通事故防止や交通安全対策の面からも高齢者の移動手段については考慮すべきものと考えております。

現在、市民の移動手段として確保されている既存の路線バスの利用者が減少していることから、バス事業者においても厳しい経営状況にあると聞いております。

今後、便数の減や路線の変更や廃止などバス運行が見直されることも予想されますので、市内における高齢者の移動手段の確保も課題になってくると考えております。高齢者を含めた交通弱者のために、いわゆるコミュニティバスなどを実際に運行するとなると、住民のニーズがどの程度あるのか利用者の見込みを踏まえた費用対効果を十分に考えなければならないなど多くの課題があるわけでございます。

これらのことから、市内における移動手段の実態とニーズについて、老人クラブや高齢者関係団体から意見を聞いてまいりたいと考えております。

運営協議会の設置についての御質問もありましたが、このことについては、高齢者の実態把握をした上での次の段階で検討すべきものと考えております。

私の方からは以上です。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

〔大谷昭男教育委員長 登壇〕

○大谷昭男教育委員長 お答えいたします。

初めに、スクールバスの利用についてのお尋ねがございましたのでお答えいたします。

スクールバスは、遠距離通学の児童生徒の通学条件を緩和し、就学の機会を確保するため運行しているもので、その購入費については国庫補助制度が設けられてございます。

本市におきましても、この制度を活用してスクールバスを購入し幸生地区及び田代地区から陵西中学校に通う生徒たちの送迎のために2台を配備していることは御案内のとおりでございます。

現在の利用状況は、本来の利用目的である幸生地区及び田代地区から陵西中学校への登下校の送迎のほかに、この運行に支障を来さない範囲内で市内小中学校の校外学習活動や幸生小学校と田代小学校の合同学習、さらには幸生地区及び田代地区からしらいわ保育所に通う園児の送迎など、次代を担う子供たちのために有効活用を図っているところであります。

そもそもスクールバスにつきましては、幸生・田代地区から陵西中学校に通う生徒の登下校の送迎のためのものであり、それ以外に有効活用を図るにしてもあくまでも児童生徒の教育活動のために活用するという、あるいはそのための運行体制を常に確保しておくということが教育委員会としての基本的な考え方でございます。

路線バスが通っていない地域は、幸生・田代地区のほかにもあるわけでございますので、高齢者の移動手段という観点からの対策につきましては、本来市全体の枠組みの中で検討すべきことではないかと、このように認識しております。

次に、歴史、文化についてお答えいたします。

初めに、郷土館の運営などについて申し上げます。

寒河江市郷土館は、山形県指定有形文化財である旧西村山郡役所と旧西村山郡会議事堂を昭和58年、現在地に移築して文化財としての保護を図りながら生涯学習施設及び観光施設として活用してまいっております。

入館者の推移を見えますと、開館以来過去24年間の歴史の中で、入館者が一番多かったのは開館した年の3,009人でした。その後1,500人程度に減少したものの、4年前の平成15年ごろから1,900人前後にまで回復をし、平成16年には2,038人と開館以来3番目の入館者を得たところです。

郷土館の入館者は、近年においては増加の傾向にあると、このように分析しているところであります。そこには、特別展等の開催の充実が功を奏したのかなとも考えております。

また、年間入館者の95%は土曜日、日曜日、祝祭日、そしてつつじまつり及び特別展開催中における入館者でございまして、いわゆる平日の入館者は平均1人。しかも大部分が県外の方で市民はほとんどいないというのが実情でございます。

こういったことを総合的に判断いたしまして、ことしから開館日を土曜日、日曜日及び祝祭日、そしてつつじまつりや特別展開催中とし、学校や子供会などが利用する場合には、連絡がございましたならば平日でも対応すること、このようにしたものでございます。

次に、郷土資料の収集と管理についてお答えいたします。

郷土資料の収集と管理につきましては、先人が残したさまざまな資料の収集を行うために市民に協力を呼びかけるとともに、公民館組織などの協力を得ながら万全を期してまいりました。

また、調査の依頼を受けましたときには、市史編さん専門員が現地調査をして資料リストを作成する中で検討を加え、受け入れを進めてまいっております。

収蔵施設につきましては、郷土館及び旧児童センターを郷土資料室として利用しているほか、貴重な資料につきましては図書館の閉架書庫に収蔵しております。今後も地域の方々からの協力を得ながら、資料の収集、その保存に努めてまいります。

第5次振興計画と郷土館の企画展についてお答え申し上げます。

第5次振興計画では、21世紀を担う人材の育成の中で、郷土を愛する心を強め、郷土を誇れる人間性をはぐくむとうたっておりますので、今後もこの趣旨を実現するために、先人の業績や地域の歴史を発掘して研究をしながら郷土館特別展などを開催してまいりたいと、このように考えております。

次に、市民のサポートを得ながら郷土館を会場に郷土資料を展示、公開する事業を開催してはどうか

ということについてお答えを申し上げます。

郷土館は、明治期の建造物を復元した県指定有形文化財でありますので、設備や器具を追加することなどの現状変更が難しいなど、郷土館の活用にはさまざまな制約がございます。また、そもそも展示用には設計されてございませんので、傷みやすいものや劣化しやすいものあるいは盗難のおそれのあるものの展示には適さないということもございます。

このことを踏まえて、郷土館に展示できるものは積極的に展示していきたいと考えておりますけれども、郷土資料を展示する場所は、この郷土館のほかにも市立図書館や文化センター、フローラ・SAGAE、さくらんぼ会館、公民館、学校などいろいろありますので、市内の研究者や収集家の方々から展示会の要望があった場合には、こういったところの活用も考慮しながらより効果的な展示のあり方を探ってまいりたいと、このように考えております。

次に、寒河江市史の要約編にかかわる御質問がございましたのでお答えいたします。

市史は、上巻、中巻、下巻からなるいわゆる通史を中心といたしまして、考古地理編、生活文化編、総目索引などからなる別編です。大江氏の関係資料や慈恩寺関係資料からなる資料編、そして要約編からなっておりまして、順次発刊しているところであります。

要約編は、通史の上巻、中巻、下巻を要約するものでございまして、その具体的な内容につきましては、現代編の発行後に市史編さん委員会で検討することにしております。

このたび発行いたしました近代編は、写真や図録が多用されていて大変見やすいとの評価を得ております。したがって、要約編の編集においても写真や図録を多く使うような方向で検討してまいりたい、このように考えております。なお、図説についての発刊計画は現在のところございません。

次に、子供たちの歴史、文化の学習についての御質問がありましたのでお答え申し上げます。

本市におきましては、昭和46年から毎年小学6年生を対象にして少年少女郷土史講座を開催しており、ことしの講座で37回を迎えます。この講座は、市内の史跡めぐりをしたり、郷土館で寒河江市の歴史を学んだり、土器づくりに挑戦したりしながら郷土の歴史をじかに見たり体験したりして知識を深めようとするものでございますが、こういった試みを本市では37年も前から行っているわけでございまして、参加した子供たちからは、大きな感動を得たとか、この講座で初めて寒河江市の歴史に興味を持ったという感想が寄せられています。こういう実績を踏まえながら、これからも講座の内容をより充実させて進めてまいりたいと、このように考えております。

また、本年度からスタートします放課後子どもプランにおいても当然郷土の歴史、文化に触れてもらうようなメニューも必要だろうと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 松田議員。

○松田 孝議員 第1問の答弁ありがとうございました。

交通手段ということですが、これまで巡回バスとかいろんな問題でほかの議員も一般質問でも取り上げてきています。しかし、実態として当局との、議員側との声が余りにも乖離しているような状況もあって、この問題でやはり具体的に今後実態調査をやっていないとその方向性が見えないのではないかと、今回実態調査をお願いしたわけです。やはり今公共機関として左沢線や、あるいは他市町からの乗り入れのバスなども入っておりますけれども、実態として市民に直接利便性を図っているのではなくて、その他市町村の住民のために利便性を図っているわけですから、この寒河江市に住んでいる方が果たしてそれを非常に便利に使っているという状況ではないと私は思っています。ですから、この辺の対策として、やはり今求められている、私たちも今回の選挙で改めてこういう問題が浮上ってきていますので、この実態調査をすることによって底辺にいる人が救われると私は思っております。

運輸省の交通局あたりのホームページを見ましても、いろんな地域でシンポジウムを開いて、そしてこれらの対策を講じるように今進められております。これは全国でやっぱりそういう問題が、滞在者の交通手段を考えるということで非常に小まめに具体的にホームページなどでも提示しております。ですから、こうした対策を今の時代どこの市町村でもとっているわけですから、ぜひ先ほど市長が第1問で言われたように、やはり老人クラブとか、あと地域に入って具体的なアンケート調査をまずお願いしたいということで私は切望するわけですが、これらの対策、できるだけ廃止になる前に今の段階で具体的に進める方向で検討をお願いしたいと思いますけれども、この辺について具体的に市長の見解があればお聞きをしたいと思います。

そのことによって、事業者とのいろいろなかわり、これもやはり交通局あたりの情報センターあたりでも具体的にいろいろホームページでも公開されています。ですから、これらの勉強も含めて実態を調査して、そして昨年の10月からですか、自家用車を使ってボランティアをする有料運送をすることも認められるようになっております。ですから、この辺も含めて改めて高齢者の移動手段について具体的に総合計画を立てる、そういう方向に進んでいただきたいと思います。これについても具体的に市長から見解あれば伺いたいと思います。

次に、高齢者のかかわりで、教育委員会で使っているスクールバスの問題ですが、今回の答弁もこれまでとほとんど変わらないですが、具体的に、今スクールバスが通っていますけれども、私は特別スクールバスに混乗させてもらいたい、相乗りをさせてもらいたいという要望なんです。改めて車を、時間帯を設けて何便か出してもらいたいという要望ではないんです。この地域も非常に高齢化、高齢社会に入っているために、非常に足がなくて遠慮しながら近所の人に頼んだり、あとは買い物に行くときに高齢者同士で相乗りをしていく。こういう実態でありますけれども、大変実態としては厳しいわけです。

そして、今高齢化が進む中で、高齢者が運転免許証を、ずっと乗っている人もおります。もう白岩あたりでは95歳になっても車運転している方もおります。やはり交通手段がないからそういう実態なんです。ですから、交通手段が確保されれば、私は免許を返上してもいいという方もおります。やはり家族もそうすれば安全なわけですから、特に田代・幸生地区についてはこうした対策、混乗化ができれば白岩地域の住民と交通手段としてはほぼ変わらないわけですから、その地域まで輸送してもらおう。これが今全国でやっているわけですから、何でこの目的、児童生徒のための目的で運行しているからと言いますが、ほかの地域は住民も含めてやっているわけなんです。このことを考えれば、寒河江市でなぜやれないのか。どこが問題あるのか。実際教育委員会としてこれまで児童生徒とありますけれども、幼児までも移動を始めていますよね。これこそいろんな矛盾考えれば、何で児童生徒のために目的を持ったバスが幼児のために移動手段に使っているのか、非常に疑問あるわけです。

前回のこのスクールバスの手段についていろいろ話した中でも、やはり危険度が高いとかいろいろ言っていたわけです。それを撤回して幼児を乗せて、ただ添乗員はつけています。ですが、そういう中に混乗させること、これは私は住民感情として不可能ではないと思います。この辺について、やはりもう少し柔軟に対応できる。特別この地域の人だけをバスに乗せるというのは、非常に矛盾というかあるかもしれません。しかし、今、田代・幸生地区の幼児を移動する手段として実際は無料で送迎しているわけです。

逆に、白岩、その周辺の保育所のバスの運行については保護者から料金を取って運行しているわけです。こういう矛盾が今地域でも非常に多くなっているんです。だから、この辺の問題と絡めて、やはりその地域が距離的に一番かけ離れている地域です。ですから、この辺もう少し具体的に柔軟に対応する。そして、ほかの自治体がやっていることを見て運行をする考えをお願いしたいんですけれども、この辺について再度お伺いしたいと思います。

次に、郷土館の運営についてでありますけれども、今回財政難あるいは入館者が非常に少なくなっている。その理由としていろいろ挙げていますけれども、実際はこの運営に当たって寒河江市が余りにも努力をしていないということが一つあります。

天童市の実態なんか見ますと、毎年十数回の企画展を実施しております。そして、その実施の内容をやはり春先、4月に各市町村にその事業、企画展の内容などを全部載せて、こうして展示しているんです。そして、企画展の内容もいろいろ盛りだくさんなんです。

それを寒河江市では、今振興計画の中で企画展をどうするのかというと、全然ないんです。今年度の事業もないんですか、計画が。普通であれば、4月あたりに情報を公開して市民に理解してもらうためにいろいろチラシなどで宣伝する。あるいは、企画展を次々に立ち上げる。そういうことをやはり担当課では具体的に考えていくべきだと思っております。

確かに、郷土館は郷土館そのものの保存が一番大切なんですけれども、当初からこの施設の目的は、展示施設として位置づけてやってきたわけです。その間で、入館者が、先ほどありましたけれども3,000人を当初は超えた。現在はだんだん減って1,400人ぐらいですけれども、実際その企画展をすれば人が集まるというのは分析結果見ても出ているんです。やはり企画展をしたり、あるいはつつじまつりなどには非常に来館者が多いわけです。そのことを考えれば、企画展を実施するのが一番入館者をふやす一つの手段だと私は思っております。そのために、やはり当局だけでできないのであればいろんな人からサポートをいただいて、そして企画展をして、そしてこの郷土館でのいろんな歴史的なことを堪能させるような施設に持っていくのが担当課の役目だと私は思っております。

年間の予算的な問題もありますけれども、しかし今回今まで郷土館の管理運営をするためにあった金をほかに回すというか、このふるさと回帰事業に回すようなことをやったわけですが、この歴史、文化についての総体的な予算は変わらないようなんですけれども、実際にはこの施設をやはり見学者に対し企画展をやって広めるというのがその目的なわけですから、最初にそこを重点に置く必要があると思います。その目の前にあるやつを具体的に展示して、そこで初めていろんな郷土関係の公開になるわけですから、そこを最初に私は重点を置いてやってもらいたいと思うんです。

その中で、この回帰事業なんていうのは、各地域で独自でやれる一つの手段だと思います。その指導は、逆に公民館あたりが主体となって事業を進めれば十分可能だと思います。特別予算枠を設ける必要は私はないと思います。ですから、その辺についてまた教育委員長の見解を伺いたいと思います。

以上で2問を終わります。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 第1問に答弁申しあげたとおりでございますが、まずは老人関係者の団体やら、あるいは老人の声をまず聞いたり、あるいは調査したりしたところからスタートしなければならないのではないかなど、こう思っております。

御案内かと思いますが、以前にも田代にいわゆる乗合タクシーですか、そんなものを走らせたときがあるわけでございますけれども、結局利用する人がいないということで取りやめになった経緯がございますし、ほかの団体におきましても空気を乗せているのではないかなどというような声も聞かれるわけでございますので、十分調査しなければならないなど、このように思っております。

ただ、以前とはやっぱり交通手段といいますか、高齢者の利用というようなことが違ってきていることは確かでございますから、その辺のところも十分調べあげて対応していかなければならないと、このように思っております。

加えて、民間の事業者の路線バス等々のこともどうなるのかというようなこともこれも一つの判断の材料になろうかなど、このように思っておりますので、その辺のところを十分調べあげた中での対応というものが出てくるだろうと、このように思っているところでございます。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 大谷教育委員長。

○大谷昭男教育委員長 大きく2点御質問ございました。

一つは、スクールバスにかかわる問題です。

もう一つは、歴史、文化です。広く歴史、文化にかかわる問題でございました。

基本的なことは、考え方の基本になることは、先ほど第1問で申しあげたとおりです。御理解いただけたのではないかというふうに思いますが、あとは具体的な姿ですので担当の方でお答え申しあげますけれども、このたび策定いたしました振興計画の中に文化、歴史についてちょっと私の方からお答え申しあげたいと思います。

寒河江市の振興計画の柱であります歴史、文化、私たちも当然そこを受けながら振興計画を策定していったわけでありまして、そもそも歴史といい、文化といい、その資料とかそういったものは、やっぱり物によってはその場にあって意味があるというのが随分あるわけです。1カ所に集めてそこにイベント的にやるという方法もございますけれども、私たちは、その場にあっての歴史、その場にあっての文化、その場にあっての生活文化といったものの視点をやはり大切にする必要があるだろうと。寒河江市にはたくさんそういうものの土壌がございます。ある市の中の、町の中の家並みも一つでしょう、身近なところでは。それから、あるお寺、ある神社のたたずまいも一つの文化遺産だと思います。私たちは、そういうものを特性を生かしながら、それをどうネットワーク化するかというところがこれからの文化資料、文化の生かし方ではないのか。文化というか歴史資料の生かし方ではないのかというふうに思います。

大変かもしれませんが、やっぱり学習する場合に、その場に行ってたたずまいの中で、それを五感の中で感じ取っていくという側面を私たちはあの振興計画の骨格にしたところであります。具体的な形を示しているところありますので、ネットワーク化を進めますという形で出しております。これは将来にわたって考えなければならないことだろうなというふうに思います。

以下、2点についての具体的な姿は、それぞれ担当の方から答弁させます。よろしくお願いします。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 兼子学校教育課長。

○兼子善男学校教育課長 スクールバスの具体的な利活用についてという内容につきましてですが、議員の方からは相乗りとか混乗というふうな考え方、やり方等いろいろございましたけれども、これらにつきましては1問でお答えしましたように、そういう利活用含めまして市の全体的な枠組みの中で検討していくべきものと考えているところでございます。

以上です。

平成19年6月4日(月)

○伊藤忠男議長 工藤生涯学習課長。

○工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 それでは、お答え申し上げます。

まず、郷土館につきまして利用者の減少と財政難から開館日を変更したという御指摘がございましたが、このところについて再度申し上げます。

先ほど委員長が答弁いたしましたとおり、郷土館の入館者につきましては、近年はむしろふえているという考え方をしております。去年はつつじまつりの天候等の関係から入館者が若干減少いたしましたが、その以前、6年間ぐらいはずっと2,000人から1,800人ぐらいで推移をしてきております。

そんなことで、開館日の変更につきましては、利用者の減少、財政難、そういったことで判断を行なったものではなく、先ほど委員長が申しあげたような根拠で総体的に判断を行なったものでございます。

また、企画展はないのかという問いでございますが、私どものPRが下手なのかもしれませんが、毎年企画展につきましては開催しております。本年度につきましても、市史の近代編に掲載しました写真を使いながら企画展を行うということで今準備を進めております。内容がまだ固まっておりませんので発表をしておりますが、そういう準備を進めているところでございます。

なお、御存じのとおり、郷土館、非常に展示スペースに制約がございます。また、去年も油絵を飾ったわけでございますが、南側、西日、そういった光が差す。また、会場が狭く非常に絵画を見るには距離がとれないとか、またそこに至る階段が非常に急でお年寄りについては細心の注意を要するとかいろんな制約がございます。そんなことで、我々の方につきましては、そういった企画展を図書館のロビーなどでも毎年開催しているところでございます。本年度も6月19日から「菅野多治兵衛家の足あと」ということで昨年御寄贈いただいたものを使いながら特別展を開催する予定でございます。

近年、自宅を増改築する。また、市民の歴史、文化に関する熱意の盛り上がりを受けまして、市民の学びに役立ててほしいというような、そういう市民の協力の盛り上がりを感じております。受け入れ、保存、そして活用に万全を期してまいりたいと思っております。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 松田議員。

○松田 孝議員 いわゆる幸生・田代地区のこのスクールバスの移動手段については、もう少し全体の中で、枠組みの中で検討していくんでなくて、そこにあるバスをもう少し活用を含めて考えて検討していただきたいと思います。

やはり簡単にこれは乗せられると思う。あしたから乗せますと言ったら乗せられると思う。そういうことを先に今やってもらわないと困るんです。ですから、いつ具体的にこの総体的な枠組みの中で検討していくのか。その時期をお聞かせ願いたいと思います。

あと、郷土館の活用について、だったら実際土曜、日曜でもお客さんが来ない場合、結果的に閉館となる可能性がありますよね。そのことも含めて具体的な、もう少し企画展を何回か、あの場所で、ほかの地域でやるのはいいです。郷土館を維持するためにもう少し、そして今観光PRもいろんな形でやっているわけですから、やっぱり急に来館者が訪れたとき困るようではないと思います。ですから、それらの対策、社教とか商工観光課あたりで具体的にどのように進めていくのか、お聞かせを願って私の質問を終わります。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 学校教育課長。

○兼子善男学校教育課長 高齢者の足につきましては、1問目でも市長、さらには委員長の方からお話ありましたように、幸生・田代地区だけではなくて地域的に市全体の中でこういう不便を来している地域があるというふうなことのお答えがありましたので、そういう中でいつごろというふうな時期の枠組みの検討の時期の間でございますけれども、これにつきましても調査検討するというふうな中で、スクールバスについても検討してまいりたいというふうになろうかと思えます。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 工藤課長。

○工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 郷土館につきまして、土曜、日曜も人が少なくなれば閉館するの
かということですが、現状においては大勢の方に入館していただいておりますので、そのよう
な想定をしたことがございません。

また、企画展につきましては、教育委員会の人的な体制の問題もございます。また、企画展を乱発し
質を落とすというようなことも本来でないというようなことで、現在の持っている資料、そういったも
のの十分な活用という観点を踏まえながら現状のような体制で企画展を実行してまいりたいと思ってお
ります。

高橋勝文議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号9番、10番について、14番高橋勝文議員。

〔14番 高橋勝文議員 登壇〕

○高橋勝文議員 久方ぶりの一般質問となりました。緑政会の一員として、また質問に関心を持つ多くの市民の声を代表いたしまして、以下、質問をいたします。

通告番号9番、そして10番。

まず、元気のあるまちづくり、農業、農村の活性化をどう図るのかについてお伺いをいたします。

本年、集落営農元年、そのように言われております。寒河江市に18の集落営農組合が誕生いたしました。組織の発足まで加入する生産者から不安の声があったものの、幾度となく開催されました会議、そして座談会、不安解消がなされ、この春から稼働している現状であります。

不安の声の一つは、営農計画に基づいた共同活動の範囲。もう一つが、経理の一元化でありました。さらに、つけ加えるならば、米の生産調整の完全達成、そして転作作物の栽培者とのかわりでもありました。

品目横断的経営安定対策のねらい、趣旨は、水稻を基幹作物とした認定農業者の育成もあったはずですが、大宗集落営農組織に組み入れられたようであります。このことが将来どのような結果になるか甚だ疑問とするところではありますが、そのようにしかならない制度上のひずみ、農業、農村の実態であろうと判断するとき、是が非でも集落営農組合の組織の体制強化を早期に図らなければならないと思う次第であります。

そこでお伺いをいたします。

集落営農組織の要件として具備しなければならない一つとしての組織の共同活動について、今後市としてどのように対処すべきと考えているのか。例えば、共同活動における施設などについての支援をどのようにしていくつもりなのか。

また、経理の一元化についてであります。単位組織としての対応は不可能との意見から、JAで代行するようになったようであります。加入者から10アール当たり300円などで賄うとの方針であります。それらは暫定的な対応であろうと推察されます。平成22年度までに一定の方向づけが、法人化が求められると判断いたしますが、市としてどのような仕組み、体制を考えているのか。

集落営農組織設立以前に発足しましたのが農用地利用改善組合であります。この組織強化こそが寒河江型農業の確立のためには最も重要な組織と考えております。農用地利用改善組合の位置づけをどのようにとらえているのか、また、支援するつもりなのかをお伺いいたします。

続きまして、10番、道路行政についてであります。

一つ、市道の保安全管理と長期の計画につきまして、市道の延長は毎年延び、そして本市における市道の延長は約300キロメートルとなっております。市道の大半はアスファルト舗装、その舗装も劣化している箇所が目につくところが多いように私は感じております。

当局におきましては、緊急性を有する箇所からオーバーレイやパッチングなど対応しているようですが、10年間ぐらいの長期計画を設定し計画を持って整備すべきと思いますがいかがでしょうか。

あわせて、市道にかかる橋、ブリッジ、これについてであります。耐震対策をどのようにする考えなのか、お伺いをいたします。

2番、オーバーレイを繰り返し実施してまいりますと、側溝との段差が出てまいります。自転車や歩行者が思わぬ事故、例えば転倒することもあります。よって、切削しなければならない市道も見られると思っております。その材を農道などヘリサイクルするような方策を、市におきましてもすべきと考えております。いかがでしょうか。

以上で第1問といたします。

○伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、午前10時55分といたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時55分

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

全農家を対象とした農業政策から、意欲と能力のある担い手に限定した品目横断的経営安定対策等の農政改革が平成19年4月から始まったことは御案内のとおりかと思えます。

これを受けて、本市では平成17年から関係機関、団体で構成する寒河江市経営所得安定対策推進班を組織してこの対策に対応してきたところであり、その結果、平成19年3月末までに18の集落営農組織が設立され、現在国に対しての加入申請の準備作業を進めているところであります。

さて、集落営農組織の共同活動について今後市としてどのように対処するかとの質問であります。共同活動として現在行われている主なものとしたしましては、土壌改良剤の共同散布でありますとか、水田への航空防除などです。集落営農組織では、さらに品目横断的経営安定対策で定める基幹産業、水田であれば田起こし、耕起、代かき、田植え、稲刈り、脱穀等を組織で受託し共同活動を行うことになるわけですが、個々の作業の実施に当たっては集落営農組織の中で十分な話し合いを行っていただきたいと思います。

次に、共同活動に対する支援でございますが、共同活動を実施する上で必要となるライスセンターの整備につきましては、市内各地区で整備が計画されており、平成18年度には三泉地区と田代地区にライスセンターが建設され稼働している状況であります。さらに、平成19年度、今年度には西根宝地区、高松地区、清助新田地区、谷沢地区にミニライスセンターの整備を進めており、石持地区、平塩地区では既存のミニライスセンターの規模拡大を計画しているところであります。

また、農業機械等についても、今年度三泉地区で水稻直まき機械1台の導入を計画しているところであります。

これらの施設整備等を実施して農作業の効率化を図っていくことは、農業者の高齢化や後継者不足に直面している現状と集落営農の推進を勘案すれば極めて重要なことだと思っているところであり、今後これらの施設整備について要望等があれば国の補助制度を活用して支援していくとともに、有利な資金の貸し付け制度等もありますので、これらの活用を含めて支援してまいりたいと思っているところであります。

それから、集落営農組織の法人化に向けてどのような仕組み、体制を考えているかとの質問ですが、法人化となりますと集落営農組織の経営の安定と採算性が重要であります。そのためには、付加価値の高い米づくりや農地利用集積による作業効率の向上、農作業機械への過剰投資を抑制して生産コストを軽減し収益性の向上を図ることが大切であると考えております。しかしながら、集落営農組織はスタートしたばかりでございますので、集落営農組織の運営基盤の強化を図ることから始めなければならないと思っております。

このため、本市におきましては、品目横断的経営安定対策加入促進事業費補助金として10アール当たり50円を交付し、組織運営のための支援を行ってまいります。

また、農協においては、農協の各支所に専任の職員を配置し経理の一元化の窓口等となり、さらに各支所ごとに農協の理事1名ないし2名を地域営農アドバイザーに委嘱し集落営農組織を支援していくことにしております。

さらに、広域農業活性化センターでは、認定農業者や集落営農組織などの担い手に対する施策の集中化、重点化を進めるために、今年度担い手アクションサポート事業を導入し、活性化センター内に総合窓口を設置して農地、農業用機械施設の集約化と支援事業の活用、集落営農組織の担い手ネットワーク組織の設立、集落営農組織の運営、経営管理などのステップアップ、集落営農組織を支える人材の育成と確保、リーダー研修会などに対する支援活動を実施することにしており、認定農業者や集落営農組織の経営体質の強化に努めていくことにしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後集落営農組織活動を進めていく上で、18の営農組織それぞれにさまざまな問題、課題等が出てくるものと思われますので、それらの状況を見きわめながら関係機関、団体で構成している寒河江市経営所得安定対策等推進班を中心に農協、広域農業活性化センターと連携し、法人化に向けての仕組み、体制づくりを進めていかなければならないと思っております。

次に、農用地利用改善組合の位置づけをどのようにとらえているかという質問がございました。

御案内のように、農用地利用改善組合の目的は、一つ目には農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、二つ目には農作業の共同化などを促進することによる農作業の効率化、三つ目

には認定農業者や集落営農組織に対するとおの農用地利用の集積等を実施するものであります。

この農用地利用改善組合は、各地区に、御案内のように九つあるわけであります、各地区の農用地の効率的な利用を図るための調整を行うことは、果樹と水田の複合経営が主体となっている本市の農業振興を図っていく上で、極めて重要な役割を果たすものであると思っております。

そのため、本市では農用地利用改善組合の利用調整機能の強化による集積の促進を図るとともに、農用地利用改善組合活動交付金を一組合に対して3万円交付することにしており、また農協におきましても各支所に農用地利用改善組合の窓口を設けて、農用地利用の調整を図っていくこととなっております。

今後におきましても、市農業委員会、農協等関係機関と連携をとりながら農用地利用改善組合の農用地利用調整機能の強化を図っていかねばならないと思っております。

次に、道路行政について何点かの御質問がございました。お答えいたします。

市道の保全管理と長期計画についてであります、本市の市道はことし4月1日現在で723路線で延長は314.6キロメートルとなっております。市道の管理につきましては、道路パトロールを実施しながら危険箇所の有無の確認を行い、簡単な道路の穴埋め等の補修については、その都度対応しております。

また、道路の損壊箇所や水道の漏水、廃棄物の不法投棄などにかかわる情報というものを広く提供していただくため、平成13年11月に市と市内の郵便局、それからタクシー会社、新聞専売所とで覚書を取り交わし情報をお願いしているところであります。これらの情報や地域住民の方から連絡があった場合は、現地を確認し状況を把握しながら、軽微なものについては即時対応しているところであります。

市道管理の長期計画についての御質問がありますが、道路の維持管理は現在のところ毎年3カ年ローリングの実施計画の中でお示しいたしまして、安全性と緊急性を考慮しながら実施しているところであります。これからは、現在ある道路施設を最大限に活用するために、壊れてから修繕する対症療法型といえますか、そういう管理から、壊れる前に計画的に手当てを行うことにより、道路施設の更新時期を延ばす予防保全型の管理が必要であると考えております。

これまで道路維持工事に対する国の補助制度はありませんでしたが、道路整備などの複数事業と組み合わせることにより、道路舗装や修繕なども可能となる制度も出てきているようでございます。予算上のこともありますので、国の補助制度を研究しながら長期計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

また、市道にかかる橋に対する耐震対策についてでございますが、市道橋梁台帳には長さが2メートル以上の154の橋が記載されております。このうち耐震対策については、長さが15メートル以上の橋が対象となっており、本市の場合14の橋が該当する現状にございます。これらの橋の耐震対策につきましては、橋の健全度調査が必要となり、国土交通省が本年度に創設した橋の修繕計画を策定する際に補助する長寿命化、長もちする長寿命化修繕計画策定事業により策定いたしまして、耐震対策を必要とする場合は国の補助制度を研究しながら今後検討してまいりたいと考えております。

次に、市道の側溝との段差解消のための既設舗装の切削についてでございます。

御質問にありましたように、舗装補修のためオーバーレイを何回か実施しますと、徐々に側溝との段差が出てくるものでございます。本市では、これまで上下水道工事等の事業が予定されている箇所ではこれにあわせ、また緊急を要する箇所につきましては単独による舗装工事により、既設の舗装を撤去し新たな舗装を行い段差等の解消を行ってきているところでございます。

市道舗装の切削は、切削機械の作業幅などの関係から2車線程度の道路に限られておりましたので、これまで実施してきていないところでございます。近年、小型の切削機械も出てきているようでございますので、今後この方法を取り入れることも検討してまいりたいと思っております。

また、その場合に発生する切削材につきましては、当然リサイクルとして未舗装の市道や農道の舗装へ使用し、有効利用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 高橋勝文議員。

○高橋勝文議員 丁寧なる答弁まことにありがとうございました。

今市長の方から答弁あった中でありますけれども、今回、品目横断的経営安定対策、これにつきましての申請は組織が18、今話あったとおりであります。そして、認定農業者が1名と。このような今の予定のように聞いております。

その中で、私個人的な判断の一部ある中でありますけれども、品目横断的経営安定対策、この事業そのもののねらいは、大規模農家、担い手の育成が大儀であって、極端に言うならば、それができない環境の地帯、これらが集落の組織経営体、極端に言うならばということで言いますけれども、言うなればそのような方向づけになるであろうと、このように私は理解をしていた中であります。

ひとつ今回は、集落18の組織の中で本事業に取り組むような方向づけになっておりますけれども、今後は担い手、本来の個別の担い手、これらを育成するような方向づけを考えていきませんとさまざまな課題が出てくるのかなと、このように私懸念しているところであります。

集落営農をやっていかなければならないいろんな制度上のひずみ、第1問で申しあげましたけれども、ひずみもあってこのようにしかならなかったことは十分に私も理解しますけれども、できる限り個別の担い手の育成、これらに今後力を注いでいってもらいたいもんだと、このように思っております。

米も、昭和40年ころは1人当たり消費量118キロぐらいあったと、このように記憶をしています。現在は、大体61キロから62キロ、農水省の調べではなっているようです。ここ10年間ぐらいずっと1人当たりの米の消費量を見てまいりますと、600グラムぐらいずつ減っているというような状況。そして、消費量の減少と相まって人口の減少、例えば寒河江でも2050年、3万7,800人というような県の資料も出ています。西川町なんかは、2050年、1,622人というような数字も出ていることも実態であります。

よって、総じて米につきましては生産過剰、これはエンドレスだと。そして、生産調整もエンドレスだと。このように私は当初から予想をしておりました。そういう中で今回の品目横断的経営は、米と大豆が寒河江では該当になってまいります。すべてがこの事業に入るわけではないということですので、ひとつその辺を十分承知だと思っておりますけれども、その辺のことを十分に考えながら、行政としましても指導していく必要があるのではなかろうかと、このように思っております。

そして、オーストラリアとの経済連携協定なども今問題視されておまして、とにかく米のコスト低減をいかに図るかが近々の課題と私は思っております。

先ほど、市長から答弁で、集落の施設につきましては要望にこたえてできる限り国とか県とか、さらには融資制度、制度資金を活用した中でものについて支援をしてみたいと、このような話がありましたので、今後さらに集落でもいろんな施設の需要が見込まれると思っています。迅速にその辺対応してもらいたいと、このように思っております。

法人化の関係でありますけれども、法人化は目標年次には必ずしなければならないという今の制度上の要件になっております。今回はいろんな部分で調整を図った中で、税金の納入までは至らないと思っておりますけれども、平成23年以降は必ず法人の課税対象組織に私はなってくると思っております。組織の法人税は、収支がゼロであっても、マイナスであっても、私は課税の対象になると、このように理解しております。集落営農組織が不採算性であったというようなことにならないような一つの方向づけを、今いろんな分野で考えていると思っておりますけれども、その辺も法人税の課税対象に必ずやなるというようなことも理解しながら、今後集落の指導、経理面での指導を惜しみなくひとつやってもらいたいものだと、このように要望を申しあげる次第であります。

農用地の利用改善団体、組合でありますけれども、寒河江型農業を推進するためには、この農用地利用改善団体の果たす役割は最たるものだと私は思っております。ここに農業委員の会長である佐藤会長もいて、いろんな分野で組織、そして個別的に農業委員みずから足を出向いて相談に乗って、そして組織及び個人対応していることも十分承知であります。コスト低減のためにはなるべく集約された団地で、そして農地で作業をすることがコスト低減の第一歩だと、このように思っており、それにつきましては9組織、今ありますけれども、おのおの組織に市の方で財政的な支援をしていると思っておりますけれども、さらなる話し合いの場、そういう場が常にとれるようないろんな部分での支援をさらに期待したいと、このように思っております。

ここで一つだけ質問させていただきます。

集落営農の組合のモデル集落につきまして、ひとつ考えているのかどうか。18の集落営農の組合があります。モデルをつくってそれらを強力に指導していろんな部分で支援して、それらのモデルが後ろに続く方を誘導するような一つの方策、考えているのかいないのか、そこ1点、2問目でお尋ねをいたします。

道路行政でありますけれども、市長から答弁願った中であります。私どもいろんな町とかに視察なり勉強なりに行きます。その中で、車中であれ散策であれ、この町いいな、この町大変だなという第一印象はどこで見るかという、一つは道路、きれいな道路。そして、花とか緑とかそういうような環境がいいと、ああこの町はいいんだと。市長初めみんな市民頑張っているんだと、そのように私は受け取りをいたします。

よって、いろんな部分で検討するというような、舗装の劣化につきまして国の制度なりいろんな部分を使って対応する、そのような検討をするというような答えでありましたけれども、美しくて、そして豊かで、さらに元気なまちづくり、これらが第5次振興計画のモットーだと思っていますので、市民も、それから寒河江に来るいろんな方々、寒河江はすごいなと。112号線沿いにもフラワーロード等があって、中に入ったら道路ガタガタするようではどうも印象悪いと、このように私は感じておりますので、できる限り計画を組みながら、3カ年の計画、ローリング等あると思いますけれども、できるだけ早期に計画をつくって、例えば300キロの市道だとすれば、20年間耐用年数あれば毎年15キロぐらいずつちゃんとした整備をしませんと均衡のとれたまちづくりには該当にならないと、このような気がしますので、その辺ひとつ前向きに検討してもらいたいと、このように思っているところであります。

3月の議会も、そして過般の臨時議会でも道路でいろんな事故が発生したと、このような報告が専決でなされました。できる限りそのようなことのないように、この前の議会でもパトロールを実施してその辺つつがなく防止に努めたいと、このような答弁もあったようでありますけれども、そういうことの起こらないような今後の道路行政をひとつみんなの知恵を出し合って、いろんな方策あると思いますけれども、出し合って事故のない明るいまち、安心して歩ける、安心して通行できる、車社会でありますので、そのように努力してもらいたいもんだと。

橋の方はわかりました。なるべく橋は耐震について国、県とも調整しながら、14のブリッジあるようであります。それ以外のメーター未満の部分のある橋もあるようでありますけれども、とにかく寒河江は橋で形成されているまちだと思っています。いい面もありますけれども、また悪い面もあると、大変な部分もあるということで、橋の耐震につきましてはなるべく早目に調査検討、県、国とも協議しながらやってもらうようお願いいたします。

あわせて、切削材の農道に対するリサイクル、農道の方も聞きますと市の管理の道路延長、そして改良区の農道の延長、合わせますと250キロぐらいあるんだそうです。それに最上堰の農道もあるということで、250キロ以上の農道があると。そのうち未舗装の道路につきましては185キロぐらいあるという資料があるようであります。非常に農道も舗装になっていない道路が多く寒河江市にはあるという中で、農林行政もなかなか厳しくて砂利の予算も毎年減額の方にあるようでありますので、有効活用を図るような考え方をさらに持っていただくように要望申しあげて2問といたします。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 集落営農のみならず、個別の農家を大切にしなければならないのではないかと、こういう御意見のようでございます。

これまでも市といたしましては、御案内のように認定農業者の計画を承認しまして、農業者の意欲ある農家を育成するということには力を入れてきているわけでございまして、県内でも認定農業者の数はトップクラスにあるのではなからうかなと、このように思っております。ですから、そういう認定農業者と、それから対策で打ち出しているところの集落営農というようなことの二本立てというようなことになるわけでございますけれども、それらをうまく農業に専念するところの農家あるいは集落というようなものを十分にらみ合わせながらやっていきたいと、このように思っております。

それから、農用地利用組合には、先ほども申しあげましたように、市といたしましても3万円の補助を出してその育成強化をやっているところでございます。

また、戻りますけれども、法人化につきましては、1間でも答弁申しあげましたように、推進班というようなものを関係団体、機関と一体になりまして、これを法人化になったときに憂いを残さないように、問題を残さないようにしてまいらなければならないと、このように思っております。

それから、モデル事業でございますけれども、今年度につきまして農業活性化センターが担い手アクションサポート事業、先ほども申しあげましたけれども、それを実施することになっているわけでございますので、集落営農組織の中心となる担い手農業の育成、確保、それから作業効率化、コストの削減という面での生産性の向上という面からいいたしても必要なことなわけでございますので、三泉地区をモデル集落ということで選定いたしまして、担い手の農地集積活動、それから担い手同士などの交換耕作の実践計画とか、あるいは機械施設の集約化計画などの策定というようなものを実施していかなければならないのではなからうかなと、このように思っているところでございます。

それから、道路の問題でございますけれども、寒河江は道路が整備されている方だろうと思っておりますし、また美しいまちだろうと、このように考えておりますけれども、道路の整備という時代から今度は保全管理という分野が非常に強くなってくるだろうと、こう思っております。これは道路のみならず箱物といいますか、施設分野でもそういう方向が、築造されてから半世紀近くもたっておりますとそういう分野に力を入れなければならないだろうと、このように思っているように思っております。

それから、道路パトロールも、先ほども申しあげましたように、何団体かと、機関と締結しまして情報を提供していただくようお願いしているわけでございますけれども、まずこれまでの実績を見ますとほとんどないのが実態でございますが、これからもお願いしている、締結している団体、機関と会議等々を持って、皆さんの道路だというような認識をお互い共有することによって情報を提供してもらう。市といたしましては、市のパトロールもありますけれども、目のつかないような分野が出てこないわけではございませんので、細かい広い目で見てそれに対応していこうと、このように思っております。

それから、切削材の農道への利用につきましての御意見もございましたが、これは土地改良区とか、あるいは農道のいろいろな管理者等々と話し合いながら、適宜適所に必要とあらばお互い話し合ってみたいと思っております。

以上です。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 高橋勝文議員。

○高橋勝文議員 一つだけ最後に要望させていただきますけれども、今市長の方から集落営農のモデルにつきましてお話がありました。広域活性化センターとの絡みもあると思いますけれども、この集落営農で一番難儀しなければならないのは格差、地域格差という部分で表現して悪い部分あると思いますけれども、中山間部も寒河江市にはある中であります。

よって、今回は三泉ということで平たん部のモデル集落選定、これは全体の中で決まったと思いますけれども、できれば明年度あたりでも結構ですから、中山間地の1カ所をモデル集落に選定して、モデル的な集落営農組合の立ち上げ、そして後続が続くような方向づけを希望して、私の質問を終わります。

川越孝男議員の質問

○伊藤忠男議長 通告番号11番について、16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 4月の選挙では、市民の皆さんの厳正な御審判をいただく中で、五たび市議会で活動できる場を与えていただきましたことに心から感謝を申しあげる次第であります。

改選後初めての一般質問でありますので、私の議会に臨む基本的な立場を明確にしながら質問してまいりたいと思います。

今回の選挙は、行財政改革、議会改革などの改革と少数精鋭主義の名のもとに議員定数が連続して削減され、21名から18名に削減された中で行われました。しかし、その結果、投票率を見ますと70.60%と4年前よりもさらに5.08ポイント低下しています。さらに、8年前との比較では10.37ポイントと大幅な低下となっており、投票率で見限りにおいては定数削減で市議会に対する市民の信頼や関心が深まったとは考えられないのであります。逆に、市民の方々より大変厳しい御指摘がたくさん寄せられました。

その中で、議員や議会が市民から信頼を得る上で極めて重要と思われるものに、議員の役割、任務を十分自覚して行動してもらわないと困る。市民とのパイプ役だけならば町会長さんたちも頑張っており、議員など要らなくなるのではないかと。行政を監視する役割を忘れてもっては困る。適正な監視をするためには、選挙で世話になったりしてはその役割が果たせなくなることに気づくべきだ。さらに、議員の報酬はだれからもらっているのか十分考えて議員活動をしてもらわないと困るといった指摘でありました。私もそのとおりだと思います。

議会の役割は、住民の願いを市政に反映させると同時に、行政を監視するチェック機関としての役割があるわけで、その監視機能が低下しますというと、夕張市のような財政破綻状況をも招きかねないと思うのであります。

また、私たちがいただいている報酬は市長からいただいているものではありません。市民の皆さんの貴重な税金の中からいただいているもので、言いかえれば私たちの雇い主は市民の皆さんです。したがって、私は、市政に参加するに当たっては、常に市民の皆さんの立場に立って是々非々の立場で臨み、今後もこの立場を貫き通すことを約束してまいりました。議会が是々非々の立場をとることによって、市政や市議会に対する市民の信頼が一層高まるものと確信をしています。その実現に向け、引き続き努力を続ける決意であります。

また、松岡農水相の自殺のニュースは、戦後初めての現職大臣の自殺として大きな衝撃を受けました。と同時に、本市の一昨年前の出来事が頭をよぎったのであります。農水相の自殺の真相は今後明らかにされるものと思いますが、それとは別に、小・中学生を含めて国民の目には安倍政権を守るために農水相自身の政治と金の問題について、説明責任が果たせなかったと映っている所以であります。人命が最も大切にされる民主主義下で起こしてはならないことだと思います。

さらに、昨今の国会を見ると多数を背景にした強行採決が繰り返し行われています。これでは、国民の政治に対する不信は募るばかりであります。私は、国政と市政の違いはあっても、市政にかかわる議員の一人として、これらを反面教師に国民や市民の政治に対する信頼を得るために、今回選ばれた18名の議員の皆さんと力を合わせて努力する決意であります。これらのことについて、当局を初め同僚議員の皆さん、そして市民の皆さんの御理解をいただきたいのであります。

通告番号11、市政全般について五つの観点から質問いたします。

①政治姿勢について、市議会との関係について伺います。

私は、これまで16年間市議会議員として佐藤市長とおつき合いをしてまいりました。ことしに入って市長の姿勢が変化していることに気づいたのであります。

その一つは、3月定例会後の場でのごあいさつであります。提出議案可決に対するお礼の後に、審議の過程で出された意見をも踏まえて市政執行に当たりたいという、16年目にしてこの種の間では初めて少数意見を尊重する姿勢がうかがえるものでした。その場でも副市長にも評価をして話をしてきたところでもあります。

そして、二つ目には、5月8日に行われた改選後初めての全員協議会や5月15日の初議会後の市長のあいさつであります。当局と議会は、一定の距離のもとに良好な緊張関係を持ってお互いに切磋琢磨することが必要だとの趣旨のごあいさつがありました。

そして、三つ目には、黒川紀章氏への耐震診断の依頼の件です。たとえだれが提案したものであっても、寒河江市にとってよいものは受け入れるという姿勢が示されたことであります。

そして、四つには現場の職員の対応に変化が出てきていることであります。具体的にはここでは述べませんが、現場の判断で即対応してくれるなど権限の移譲や指導の成果があらわれてきているのであります。

一方、寒河江市議会は、交渉団体としての会派が圧倒的多数で構成されているというものの、一つの会派しか存在しないという極めて変則な状況にあります。もちろんこれは議会内部の問題であります。しかし、議会と執行部が市民から理解と信頼を得るためには、両者の関係のあり方が重要であると思えます。

そこで伺います。

市長には、当局と議会の関係は、一定の距離のもとに良好な緊張関係を持って互いに切磋琢磨することが必要との姿勢を堅持していただき、これを定着、発展させていただきたいと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、②「せせらぎ宣言」、グラウンドワークの取り組みなどで市民意識の向上に対する成果と課題について、特に今回はさまざまな成果が出ている反面、課題と思われる点に絞ってお伺いいたします。

グラウンドワークの手法などで、河川の浄化や自然環境の保全に向け、市民、企業、行政が一体となって取り組まれ、さまざまな成果を上げています。

しかし、一方では、水質や河川の浄化のもとになる下水道の利用状況などを見ると、優良企業の下水道未利用問題や一般家庭の水洗化率の低迷で下水道整備計画の中断、また二重投資になる工業団地の下水道整備が後回しされている問題など、個々の企業や家庭の採算性、効率性が優先されている中では解決できない問題だと思います。環境問題を解決するには、京都議定書の例を出すまでもなく、公共性、公共のモラルが必要であり、その公共性を大切にする公共のモラルを養う取り組みが、グラウンドワーク活動の中でも今求められているのではないのでしょうか。市長の御見解をお伺いいたします。

次に、③行財政改革の視点から、大型プロジェクトについての費用対効果を示すこと。特に、最上川寒河江緑地公園整備について伺います。

このことについては、これまでも何回か質問してきました。これまでのような不親切な答弁では市民からお役所の甘えとの批判は避けられません。市民の理解と納得を得て事業を進めるためには、今からでも遅くありません。それは、将来の健全な財政運営をするための必要要件であり、必要事項だからであります。完成後の維持管理の方法及び年間の維持管理費の額とその内訳、また附帯工事や関連する追加事業の有無と発生した場合の事業名や事業費はいかほどになるのか。その結果、関連事業も含めた総事業費は幾らになるのか。また、利用者の見込み数や利用料についての考え方も含めて、事業全体の費用対効果をどのように見込まれているのかお伺いをいたします。

次に、④道路安全対策について伺います。

5月15日の臨時市議会で、市道の舗装欠損が起因する交通事故の損害賠償額の決定に関する案件の審議で、当局は再発防止策として建設課の道路パトロールを強化し対応したいとのことでした。基本的には前段、高橋勝文議員からあったように、そういう欠損を出さないことが先決でありますけれども、しかしパトロールの強化というふうなことは、随時市道全区間の舗装欠陥箇所や危険箇所を把握することは、現実的に無理で困難であると思われます。運転手の土木技能員が退職された後の補充もされていません。

したがって、私は、そこをカバーする方策の一つとして、市内のタクシー会社の協力を得て、タクシーの運転手が市内運行中に危険箇所を発見した場合、その情報を市に提供していただく方法であります。具体的な連絡方法や内容については事務的に十分検討していただきたいと思いますが、タクシー会社では市から正式な要請があれば協力したいとのことであります。ぜひ実現に向けて進めていただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

次に、市立病院の位置づけと整備に向けた検討の着手について伺います。

3月議会の答弁では、国の医療制度改正の動きや県立日本海病院と酒田市立病院の動きを十分見きわめる必要がある。県が、県立河北病院の位置づけをどのように考えているのか。また、町立病院を有する朝日町と西川町の考え方、そして町立病院を持っていない河北町、大江町の考え方もあり、今後の病院経営のあり方については市立病院のみならず県及び西村山全体で考える必要があるから、現状では早期に協議会を設置する状況には至っていないというものでありました。

しかし、私は、それぞれの自治体などの方向性が決まってから対応というのでは遅過ぎると思います。たとえ協議の場は後にするにしても、現在市立病院を経営しているわけであり、このままでは年々経営の悪化は避けられないと思います。市立病院の経営改善策は将来の位置づけを抜きにしては考えられないはずです。したがって、現在の市立病院の医師確保も含む経営改善策を進める上からも、また地域住民の健康を守る上からも、市立病院の位置づけと整備に向けた寒河江市としてのあるべき姿についての検討に着手すべきだと思いますが、既に着手されているのかも含め誠意ある答弁を求め、第1問といたします。

○伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時00分

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、市議会との関係についてでございます。

去る5月8日の全員協議会の私がいさつで申しあげましたのは、市政を担って以来多くの市民のお力を賜りながら、常に清新な市政運営を心がけてきたこと、また議会との関係につきましては、相互の連携や情報交換というものが非常に大切になっていることから、緊密な中にもお互いに切磋琢磨し合って第5次振興計画で描いた本市の将来像であるところの歴史と文化の織りなす気品たどよう美しいまちづくりにつなげていきたいこととございました。

質問では、協議会のあいさつの考え方が今後とも持続されるのかということでございますけれども、議会と執行部との関係というものは、これからもこうした考えのもと市政運営に当たりたいと思っているところであります。

さらにつけ加えさせていただければ、執行部と議会がそれぞれの立場を理解し、自治の担い手としての意識を持ってお互いが責任を果たしていかなければならないのではないかと考えていることとございます。

次に、グラウンドワーク関連についての御質問がございました。

現在、本市では第5次寒河江市振興計画の将来都市像である歴史と文化の織りなす気品たどよう美しい都市を実現するため、市全体が一丸となって美しいまちづくりに邁進しております。美しい景観の形成を図り環境美化や自然の保全に努め、そしてそれらを後世に継承していかなければならないと考え、施策の中に盛り込んでいるところであります。

これまでも第4次振興計画では、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、市民総参加による美しいまちづくりを現実のものにできたと思っております。

これまで市民とともに取り組んできた美しいまちづくりが今の寒河江市の姿であり、これを見ていただければ、市民の意識、意見、考え、思いがいかに織り込まれているか、どのくらい反映されているのか御理解いただけるものと思っております。きれいなまちづくり、美しい寒河江市を築き上げるため、これまでさまざまな方針を定め、市民や企業の協力のもと進めてまいりました。

平成5年に、総合的な環境対策を進めていくため、自然環境、居住環境、歴史的・文化的環境を総合的にとらえた寒河江市環境美化基本方針を策定し、市民、事業者、行政のそれぞれの役割分担を示し、協力し合いながら快適な居住空間の創造に努めてきたところであります。

また、翌平成6年には、せせらぎに彩られた潤いと活力に満ちた寒河江市を創造していくことを決意し「せせらぎ宣言」を行ったところであります。

さらに、平成8年から第4次振興計画によるまちづくりが始まり、振興計画と環境美化基本方針に沿って豊かな自然環境の保全と文化的な生活を営むことを目的に、市民や事業者に対しても目標達成のために期待される行動の指針を示した寒河江市ごみ処理基本計画と、下水道整備による公共用水域の水質保全及び生活環境の改善、住みよいまちづくりのための寒河江市生活排水処理施設整備計画が策定されたのであります。

翌平成9年には、これまで以上に市民や団体、企業、行政が一体となりパートナーシップにより本市の美しい快適環境づくりに取り組むための基本計画を定めました。それ以前からグラウンドワークによるさまざまな活動に取り組んでおり、現在全国でもトップランナーとなり「花と緑・せせらぎで彩るまちづくり」が具現化されたものであります。

美しいまちづくりは、行政だけで推進できるものではございません。市民や各種団体、企業の協力によるものであり、まさに市民意識のあらわれであると思っております。市民の美しいものへのあこがれ、自分のまちは自分たちでつくっていくという気持ちと活動の凝結した果実であると思います。

例えば、最近の市報をごらんになってもおわかりかと思いますが、フラワーロードの植栽を初め町会とNPO法人が一緒になった沼川へのラベンダー植栽や、団体のボランティア活動による道路わきのごみ拾い、企業の新入社員による寒河江公園の清掃活動、近隣住民の協力による寒河江城址の水路清掃など、市民、団体、企業において数多くの環境美化活動が自主的に行われております。また、市民一斉の

クリーン作戦や河川愛護の一斉清掃など、市民や町会、団体など多くの方々が参加しまして、環境美化や環境保全に努めており、このような活動を見ましても自然景観の保全や環境美化に対して、市民の意識は自動的に醸成されてきているものと思います。市民意識が不足しているとは全然思っておりません。逆に、市民意識が高まっているからこそこのような取り組みが出てくるものであり、美しいまちづくりができているものと思っております。

それから、これに関連しまして下水道の関係の御質問もございました。

下水道につきましては、御案内かと思いますが、平成18年度末の水洗化率は83.7%となっており、県内でも上位にあります。しかしながら、既に浄化槽を使用して不便を感じていない方や老人世帯、あるいは経済的な理由で接続を見合わせている方なども確かにいることはいるようでございます。また、公共下水道の供用開始区域内には排水を下水道に流入していない食品製造会社等があるようでありますが、既に多額の経費をかけて除外施設を整備し、水質汚濁防止法上法定事業所として問題がなければ、接続を強要できないのが実情になっているところであります。

さらに、市民参加の美しい快適環境づくり基本計画においても、企業みずからの環境保全への取り組みが問題となっているところであり、供用開始している区域内においては早期に接続していただくために普及促進に努めているところであります。

第5次振興計画においても、水環境の保全については公共用水域の水質保全に努め、快適な環境づくりを推進していくことにしており、より快適な生活を過ごしていただくため、また水環境に配慮した豊かなまちづくりのため、接続促進について積極的に取り組んでいきたいと考えております。

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善のためには、さらなる市民意識の高揚が必要でありますので、下水道への接続や浄化槽の設置について毎年広報紙を活用しながら普及促進に努めているところであり、今後とも生活排水を適正に処理し、河川など公共用水域の汚染を防ぎ、美しいふるさと寒河江を後世に引き継いでいかなければならないと考えております。

次に、大型プロジェクトに対しての費用対効果についての何点かの御質問がございました。お答えいたします。

まず、最上川寒河江緑地については、御案内のように南部地区のみならず全市的観点から、最上川の水資源を利用したスポーツ・レクリエーション活動の振興、最上川の豊かな自然を活用した水辺空間との触れ合いの場として、皿沼地内の河川敷に競技用のカヌー大会にも対応可能な多目的水面広場、またスポーツ・レクリエーションとしてのグラウンド広場と芝生広場を整備いたしているところであります。

これの運営方法についてでございますが、施設管理については市民サービスの向上及びコスト削減などを念頭に置きながら、指定管理者制度による方法など最適な方法を、今後検討してまいりたいと考えております。

また、緑地整備の一環として整備予定している花壇や桜並木などについては、市民の身近な愛着の持たれる緑地とするために、グラウンドワークによる手法も取り組んでいきたいと考えており、地元はもとより利用団体、ボランティアなどの各種団体と参画について協議してまいりたいと考えております。

それから、維持管理の費用でございますけれども、最上川寒河江緑地の利用期間については、3月から11月までと考えており、取水ポンプ用動力費については、6月から8月は常時入れかえを前提として月額90万円あるいは芝刈り、除草費としては1回が100万円、その他管理棟などの光熱水費のほかポンプ点検料などを見込んでいるわけでございます。この辺につきましては、前にも答弁申しあげたかと思っております。

さらに、常時使用するほかいろいろ公認大会も考えているわけでございますけれども、そういうための附帯工事というものは特別はありませんが、市民のほか多くの利用者から広く利用してもらうために、アクセス道路等の附帯工事は実施計画に計上しているところでございます。

それから、費用対効果の問題の中で利用者の見込み数とか使用料が出てくるわけでございますけれども、利用者につきましては園路やグラウンド、芝生広場では散歩やジョギングを初めソフトボール、サッカー、パークゴルフなど、多目的水面広場ではカヌーとかボートなどが見込まれておりますが、さらに水上バイクの大会やライセンス講習会なども行いたいと愛好者から伺っております。さまざまなスポーツ、レジャーに多くの皆さんより活用していただきたいと思っております。

使用料につきましては、多目的水面広場について、他の河川敷公園等の例を参考にしながら今後検討

してまいりたいと思っております。

費用対効果につきましては、何回も今申しあげましたように答弁しているところでありますが、事業実施に当たって必要なものでありますので、基本計画策定時に算出をしているところであります。

この算出に当たりましては、国土交通省監修の公園費用対効果マニュアルによって行っておりまして、効果が費用を上回れば事業を実施することが妥当であるとされているところであります。

ちなみにその算出方法は、検討対象公園の周辺にある競合する公園がないか。また、周辺地域からの公園までの距離はどうかとか、あるいは所要時間、さらに世帯数などのデータをもとにいたしまして、将来にわたり公園を利用する価値、それから都市景観の向上、そして災害時に有効に機能する価値などを額であらわす便益額を算出したしまして、これを社会的な費用、それから建設費、維持管理費で除したもので50年先を予測したものとなっているわけでございます。

算出の結果、遊び場、レクリエーション、交流の場としての公園利用や緑地の提供、避難場所の提供などの効果が大きく、費用に対する効果は大幅に上回っているところであります。

以上は、多目的水面広場の直接的な建設効果のみでございますけれども、このほかにもクアパークとか、あるいはふるさと総合公園とか、あるいは県の施設がいろいろあるわけでございますけれども、それら等々を勘案しますれば、その相乗効果は多大なものになるだろうと、このように思っております。

次に、道路の安全対策についての御質問がありました。

先ほども御質問があったわけございまして回答したところでございますが、平成13年の11月に市と市内の各郵便局、それからタクシー会社、新聞専売所等、10団体等により覚書を取り交わし実施しているところでございます。そのほか、市の除雪協力会にも冬期間に限らず他のシーズンも道路の損壊場所の情報提供をいただくようお願いをして連携を図っているところであります。

次に、市立病院の位置づけと整備についての御質問がありました。

特に、検討の着手についてというような御質問でございますが、市立病院は市民の健康を守る西村山の中核施設として、これまで施設拡張や高度医療機器の導入、さまざまな医療サービスの改善など住民の医療ニーズにこたえるためハード、ソフト両面からの整備を進めまして、さらには地域内医療機関との機能分担と連携強化によりまして、公的医療機関としての地域医療の充実に努めてきたところでございます。今後とも充実した医療体制による安心な暮らしを提供するために、西村山地域の中核病院として地域住民の健康保持に努めていかなければならないと考えております。

しかしながら、地域の中核医療機関である公立病院につきましては、病院の健全経営や地域医療を担うところの医師不足、変化し続ける医療環境への対応などが求められております。さらに、西村山地域においては近接する高次医療機関を含めた広域的な機能分担と医療体制の充実が課題となっていることから、国、県に対する重要事業の要望として取り上げ、県立河北病院を含む西村山地域内公立病院の広域的機能分担と効率的な統合再編とともに、協議の場となる検討委員会の立ち上げについても県に対し要望していきたいと考えているところであります。

県においては、今後の医療供給体制の基本指針として、本年度第5次保健医療計画の策定が予定されております。その中で村山、最上、置賜、庄内の2次診療圏ごとに医療が完結できる仕組みづくりがポイントとなるようであり、平成20年2月をめぐりに山形県保健医療推進協議会を中心に進められていると聞いております。

また、国においては、来年春の診療報酬改定に向けて、医療制度のあり方も含めて多方面から検討されているようであります。

超高齢化社会を見据えた医療体制をどうするか、お互いの機能分担をどうするのかということを、全体として考えていかなければならない必要があると考えております。

以上のことから、市立病院の位置づけや今後の方向性については、県の保健医療計画や国の動向も十分考慮しながら検討しなければならないものと考えているところであります。

以上です。

○伊藤忠男議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 1問目に対する答弁いただきましたので、大分1問目の答弁で整理される部分もあるわけでありすけれども、さらに理解を深め合うという意味で2問目に入らせていただきたいと思います。

政治姿勢については、まさに今の答弁のとおり、ぜひ定着をさせながら拡大をしていくという方向に進めていくというふうなことで、双方で、市長の答弁にもありましたように、私ども議会は議会という立場で今後もよりよい関係をつくるために努力をしていきたいというふうに思いました。

それから、二つ目のグラウンドワークなどの関係での取り組みの中で、もっと強めてほしいという部分で申しあげたわけでありすけれども、もちろん成果は1問目の答弁のとおり私もそのように受けとめています。しかし、環境問題というのは、1問目でもちょっと申しあげましたけれども、京都議定書に例を引くまでもないと思うんです。なかなか理論、総論では一致しても採算というこういう部面に入っていくという、なかなか問題があることが事実であります。

したがって、私は、そういう取り組みを通じながら公共のモラルというものを醸成をしていかないという大変だなというふうな形の中で指摘をさせていただいておりますので、ぜひこれらは受けとめていただいて、それぞれ関係する部署あるというふうに思いますので、今後の取り組みの中でぜひ生かしていただきたい。あるいは、受けとめて対応をしていただきたいということを申しあげておきます。

それから、最上川緑地公園関係の費用対効果の関係でありますけれども、維持管理費についても前回と同じ答弁なわけでありす。しかし、市民の皆さん、これは議会の報告も、私もこの答弁をいただいて御報告をしているんですが、1年間何ぼかかるのやという率直な疑問なんです。今想定される、先ほど言ったさまざまなものを足して1年間これぐらいかかりますよというふうに説明するのが、行政としての極めて当たり前なことではないですかというふうに市民の方はおっしゃっています。いろんな企業や何かでも、事業をする際の説明責任というのはまさしくそういうことだと思います。

そして、市民の方々からは、こういうことで役所が許されているということ自体が役所の甘えなんだという、こういうことも1問目でも指摘をさせていただきました。したがって、もしもつかんでいるというふうに思うんですが、総額、今の段階で予想される維持管理費というのはこうこうこれぐらいですということを教えていただきたいというふうに思います。

それから、費用対効果、これは事業立ち上げの際にも策定をして大幅に費用の部分を上回る効果があるんだというふうなことで、先ほど市長からお話がありました、50年先を見て。したがって、私はお願いをしたいのは、こういう資料を後ほどで結構ですけれども、きょうこの場でなくて結構なんですが、ぜひ教えていただきたい。示していただきたいということをこの場でお尋ねをしておきます。

それから、次、道路の安全対策についてでありますけれども、もう既にそういう内容のものについては、覚書をいろんな団体と取り交わしをして実施しているんですというふうなことでありました。それであればいいんですが、それでこれまでそういう覚書を取り交わしている中で、道路の欠損箇所の情報や何かはどれぐらい提供を受け、そしてどれぐらい対策をとられてきているのか、この辺を教えてくださいと思います。

それから、病院の関係でありますけれども、全く状況はそういうふうに変な状況であり、寒河江市単独でできないというふうなことは十分私も承知をしながら、前は協議会の立ち上げというふうな形でお尋ねをしたわけでありすけれども、それができないというふうな部分も1問目でも申しあげました。しかし、それぞれの団体が自分のところの自治体としてはどういう姿が望ましいのかということがあって、そういうものを持ちながら協議をしないという、よそで全部決まってから、ならばというふうなことでは遅いというふうなことを申しあげたところであります。

したがって、そういう協議会の立ち上げについても県に要望していきたいというふうなこともありました。今の寒河江市立病院の中でも常に病院の経営改善会議が持たれながら改善計画が策定されているというふうに思うんです。しかし、私は1問目でも申しあげましたけれども、その中だけではもう抜本的な経営改善にならないという、きちっとした将来の展望も含めて検討しないと、もうどうにもならない時期に至っているのではないかとということを指摘をさせてもらっているんです。

したがって、これについてはもう先ほど答弁いただいておりますので言いませんが、その病院でつくっている経営改善計画なるものをきょうこの場でなくて結構でありますから、私、病院の方にお邪魔しますので、ぜひどういう計画が策定されているのか教えていただきたいというふうに思いますけれども、

その点についてだけきょうこの場で確認をしておきたいと思います。
以上で2問を終わります。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 環境をよりよくしていこう、あるいはより美しいところの寒河江を創設してまいろう、あるいは維持してまいろうということにつきましては、寒河江は非常に市民の御協力が私はあるものと思っておりますし、また非常にモラル面でも高いと思っております。

そういう面では、市民の各位に、そしてまたそれぞれ取り組んでいらっしゃるところの団体、グラウンドワークボランティア活動に従事していらっしゃる方々に本当に御礼と感謝を申しあげたいと、このように思っておりますし、こういう取り組みがなお一層寒河江のいわゆる本当に花として具現化していると、このように思っております。

それから、最上川寒河江緑地の維持管理でございますが、先ほど答弁申しあげましたように、あれを大体、現在考えられる費用というのはそれぞれの面から、現在の段階で計算しますとあの額と予想されるわけでございまして、そのほかにも出てくるかどうかは今現在のところ実際に運営してみないとわからないわけでございますが、現在考えられるのは先ほど答弁申しあげたところでございます。

それから、道路の安全対策でございまして、覚書は先ほど申しあげましたところの団体、業界と取り交わしているわけでございまして、前の議員にも答弁申しあげましたように、取り交わした団体等から提供された情報というのはありません。ですけれども、そういう意識で今後とも、道路を皆さんが利用なさっているわけでございますので、そういう意識でごらんになっていただきまして、情報を提供してもらいたいと、このように思っております。

そういう意味での、この覚書取り交わし団体とこれから近く協議の場といいますか、お互いの情報交換という場を設けてまいって、なお一層御協力をお願いするとともに、市の姿勢というものも示してまいろうかなと、このように思っているところでございます。

それから、病院の問題でございますが、広域的に医療体系というものを考えなければならない時代だろうと、こういうことを、あるいは機能分担というようなことも十分これからの高齢社会あるいは医師不足等々の問題に対処するには、これは考えていかなければならないことだろうと思って、前から私の方から、寒河江市の方からほかの4町に話呼びかけているわけでございます。そして、平成20年度に向けての重要事業にも取り上げさせていただいているわけでございますけれども、結論としては平成20年度に向けての重要事業として寒河江西村山総合開発推進委員会としての一致を見ていないということで、寒河江市としては国、県への重要事業として申しあげてまいりますけれども、西村山総合開発一体としては出せないことになったところでございまして、ですけれども、これは避けて通れない問題でございますので、これからはなお一層ほかの4町にも呼びかけて、県と一体となったところの広域的な医療圏あるいは医療計画あるいは広域的な医療体制というものについて、話し合うことの道を探ってまいらなければならないと、このように思っているところでございます。

以上です。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 一応それでは、先ほど2問目でお尋ねして、最上川寒河江緑地の費用対効果の事業立ち上げの際につくった計画書といいますか、これを見せていただけるのかどうかと、それから病院の経営改善計画つくられているわけでありますけれども、これらも教えていただけるのかどうかだけお答えをいただきまして、時間ありませんので、あとの部分については1問、2問で申しあげた趣旨をぜひ御理解いただいて執行に当たっていただきたいということを強く要望して私の質問を終わります。今の2点だけお願いします。

平成19年6月4日（月）

○伊藤忠男議長 市長。

○佐藤誠六市長 何も、あるやつはごらんになってください。（「ありがとうございます」の声あり）

平成19年6月4日（月）

散 会 午後1時37分

- 伊藤忠男議長** 以上で、一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年6月11日（月曜日）第2回定例会

○出席議員（18名）

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課長 総務課長	菅野英行	総合政策課長 政改革推進室長
尾形清一	総合政策課長 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課長 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育部 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習課 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習課 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局会長

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

平成19年6月11日（月）

議事日程第4号

第2回定例会

平成19年6月11日（月曜日）

予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 議第31号 平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）
- // 2 議第32号 平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- // 3 議第33号 平成19年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- // 4 議第34号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- // 5 議第35号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- // 6 議第36号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
- // 7 議第37号 寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- // 8 議第38号 寒河江市消防団に関する条例の一部改正について
- // 9 議第39号 市道路線の廃止について
- // 10 議第40号 市道路線の変更について
- // 11 議第41号 市道路線の認定について
- // 12 委員会審査の経過並びに結果報告
- （1）総務委員長報告
- （2）厚生経済委員長報告
- （3）建設文教委員長報告
- （4）予算特別委員長報告
- // 13 質疑、討論、採決
- // 14 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

平成19年6月11日（月）

再　　　　　開　　　　　午前9時55分

○**伊藤忠男議長**　ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長　登壇〕

○**鈴木賢也議会運営委員長**　おはようございます。

本日の会議運営について、午前9時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申しあげます。

本日追加されます案件について申しあげます。常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての1件であります。

追加案件の取り扱いについて、日程第14で上程してお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるよう、お願い申しあげ、御報告といたします。

○**伊藤忠男議長**　お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

平成19年6月11日（月）

議 案 上 程

○伊藤忠男議長 日程第1、議第31号から日程第11、議第41号までの11案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

○伊藤忠男議長 日程第12、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

○伊藤忠男議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

○佐藤 毅総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月7日午前9時30分から議会第2会議室において委員6名全員出席、当局より副市長を初め関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第34号及び議第38号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第34号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第34号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号寒河江市消防団に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第38号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成19年6月11日（月）

厚生経済委員長報告

○伊藤忠男議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。7番木村厚生経済委員長。

〔木村寿太郎厚生経済委員長 登壇〕

○木村寿太郎厚生経済委員長 おはようございます。

厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月7日午前9時27分から市議会第4会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第33号、議第35号、議第36号、議第37号の4案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第33号平成19年度寒河江市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「老人医療費が減額となった理由は」との問いがあり、当局より「老人保健制度の改正で対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたこと、一定所得者の自己負担割合が平成18年10月から3割になったなどの影響です」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第33号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第35号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「この改定により何名が限度額56万円に該当し、どのくらいの保険税が増収となるのか」との問いがあり、当局より「試算では246名ほどを想定しており、すべて3万円引き上げとすると738万円となります」との答弁がありました。

委員より「中間所得層の方についてどうなるのか」との問いがあり、当局より「想定している中間所得層の方は7,317世帯で、増額分は中間所得層の方の軽減に振り向けられることになると思います」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第36号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号寒河江市立病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「病衣手数料が70円で、業者に支払う場合より20円ふえることになるが、その理由は」と

の問いがあり、当局より「診療報酬加算額をもとにしたもので、近隣の公立病院などを考慮して70円としたものです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第37号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成19年6月11日（月）

建設文教委員長報告

○伊藤忠男議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。8番鴨田建設文教委員長。

〔鴨田俊廣建設文教委員長 登壇〕

○鴨田俊廣建設文教委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、6月7日午前9時30分から議会図書室において委員6名全員出席し、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第32号、議第39号、議第40号及び議第41号の4案件であります。

一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第32号平成19年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回の借換債によって、大体どのくらいの予算が浮くのか」との問いがあり、当局より「今回は利率5%以上の既応債4本が該当となりますが、許可額やどのくらいの利率になるのかは未定であります。利率2.5%で満額許可になった場合は、総額で約3,170万円くらいになり、残年数で割った年平均額は370万くらいになる計算です」との答弁がありました。

委員より「借換債は政府系資金になるのか、それとも縁故債のようなものになるのか」との問いがあり、当局より「下水道高資本費対策借換債の対象は公庫資金です」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開いたしましたが、議第32号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号市道路線の廃止について、議第40号市道路線の変更について及び議第41号市道路線の認定については、関連があるため、一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

議第39号については、委員より「廃止については了解なのですが、都市計画審議会での扱いはどうなっているのか」との問いがあり、当局より「都市計画審議会は、あくまで都市計画道路の決定とか廃止とか変更でございまして、市道は市道として別であり、山形自動車道との関係で平成3年12月の時点で、都市計画道路としては抜いております」との答弁がありました。

議第39号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第40号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第41号については、委員より「高松駅八鍬団地線の関係で、地権者や隣接者の了解は得ている、という理解でいいのか」との問いがあり、当局より「今回の市道路線認定の範囲には、公社からの購

入済みの土地と、J Rの土地、これについては事前に協議しております。それから、一部民地がございますが、これについては寄附をいただいております、残りは官地です」との答弁がありました。

議第41号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

平成19年6月11日（月）

予算特別委員長報告

○伊藤忠男議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番高橋予算特別委員長。

〔高橋勝文予算特別委員長 登壇〕

○高橋勝文予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

本特別委員会は、5月30日午前10時20分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長など出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第31号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）であります。

議第31号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

質疑を申し上げます。

一つ、中心市街地活性化センター維持管理委託料の減額内容について、一つ、フローラ駐車場管理業務の縮小について、の質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日、午前9時30分から本議場において委員17名全員出席、当局からは市長初め副市長、収入役及び関係課長など出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第31号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第31号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

○伊藤忠男議長 日程第13、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第31号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。柏倉議員。

○柏倉信一議員 下水道課長の答弁の中で、訂正箇所があったと思うのですが、訂正箇所が訂正されていないように解釈したのですが、委員長にお伺いをしたいと思います。

○伊藤忠男議長 建設文教委員長。

○鴨田俊廣建設文教委員長 この件に関しては、委員会の中で下水道課長が答弁したことにについて、訂正がございますとのことがありまして、建設文教委員会の協議会を開いて、その訂正をしてもらったということでございます。したがって、既応債として4本がありますよと、そのうち、ある質問で今回の補正は4本全部なのかと、そういうふうなことがありまして、その中で間違いがございまして、実は3本だったので、その訂正があったのでございます。したがって、先ほど答えたとおりのことでございます。

以上でございます。

○伊藤忠男議長 柏倉議員。

○柏倉信一議員 ですから、先ほどの委員長の報告には4カ所というふうな報告だったと思うのです。それを3カ所に訂正したはずなので、その委員長報告そのものを3カ所と訂正しないで差し支えないのですか、という意味のことをお尋ねをしたのです。

○伊藤忠男議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時12分

再 開 午前10時25分

○伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

鴨田委員長。

○鴨田俊廣建設文教委員長 先ほどのことで答弁いたします。

今回の報告は、借換債については、全体の借換債のことであります。既に予算化している1本と、今回新たに3本が加えられ、補正額がありましたので、その3本分のことで合わせて4本ということで申しあげました。

以上です。

○伊藤忠男議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

議第41号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

平成19年6月11日（月）

**常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申
出並びに委員派遣承認要求について**

○伊藤忠男議長 日程第14、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

平成19年6月11日（月）

閉 会 午前10時33分

○伊藤忠男議長 これにて、平成19年第2回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

平成19年6月11日(月)

寒河江市議会議長 伊 藤 忠 男

会議録署名議員 辻 登 代 子

会議録署名議員 那 須 稔